

No.1 ○豊明市議会定例会9月定例会月議会会議録(第7号)

平成25年9月30日

1. 出席議員

1番	川上 裕 議員	2番	毛 受明宏 議員
3番	近藤 千鶴 議員	4番	近藤 善人 議員
5番	近藤 恵子 議員	6番	藤江 真理子 議員
7番	近藤 郁子 議員	8番	三浦 桂司 議員
9番	一色 美智子 議員	10番	杉浦 光男 議員
11番	早川 直彦 議員	12番	山盛 左千江 議員
13番	平野 龍司 議員	14番	平野 敬祐 議員
15番	村山 金敏 議員	16番	安井 明 議員
17番	月岡 修一 議員	18番	堀田 勝司 議員
19番	前山 美恵子 議員	20番	伊藤 清 議員

2. 欠席議員

なし

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職、氏名

議事課長 石川 晃二君 議事課長補佐 馬場 秀樹君
兼議事担当係長

議事課主査 花井 悟之君

4. 説明のため出席した者の職、氏名

市長	石川 英明君	副市長	小浮 正典君
教育長	市野 光信君	行政経営部長	伏屋 一幸君
市民生活部長	石川 順一君	健康福祉部長	原田 一也君
経済建設部長	横山 孝三君	消防長	成田 泰彦君
教育部長	津田 潔君	企画政策課長	小串 真美君
財政課長	吉井 徹也君	総務防災課長	相羽 喜次君
高齢者福祉課長	浅田 利一君	保険医療課長	加藤 賢司君
都市計画課長	堀田 彰君	環境課長	土屋 正典君

君

会計管理者 深谷義己君 監査委員事務局長 阪野正男

君

兼出納室長

5. 議事日程

(1) 諸報告

(2) 委員長報告・同質疑・討論・採決

認定議案第1号 平成24年度豊明市一般会計歳入歳出決算認定について

認定議案第2号 平成24年度豊明市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定議案第3号 平成24年度豊明市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定議案第4号 平成24年度豊明市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について

認定議案第5号 平成24年度豊明市墓園事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定議案第6号 平成24年度豊明市農村集落家庭排水施設特別会計歳入歳出決算認定について

認定議案第7号 平成24年度豊明市有料駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定議案第8号 平成24年度豊明市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定議案第9号 平成24年度豊明市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

(3) 委員長報告・同質疑・討論・採決

議案第45号 工事請負契約の締結について(庁舎耐震補強等工事)

議案第46号 工事請負契約の締結について(福祉体育館耐震改修工事)

議案第47号 豊明市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

議案第48号 豊明市税条例の一部改正について

議案第49号 豊明市国民健康保険税条例の一部改正について

議案第50号 豊明市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

議案第51号 豊明市介護保険条例の一部改正について

議案第52号 豊明市農村集落家庭排水施設事業受益者分担に関する条例の一部改正について

議案第53号 豊明市公共下水道事業区域外流入受益者分担に関する条例の一部改正について

議案第54号 豊明市火災予防条例の一部改正について

議案第55号 平成25年度豊明市一般会計補正予算(第3号)について

議案第56号 平成25年度豊明市介護保険特別会計補正予算(第1号)について

議案第57号 平成25年度豊明市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について

(4) 委員長報告・同質疑・討論・採決

請願第1号 国に対し「現段階での消費税の増税は中止することを求める意見書」の提出を求める請願

(5) 意見書案第1号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書

意見書案第2号 愛知県の私学助成の増額と拡充に関する意見書

意見書案第3号 国の私学助成の増額と拡充に関する意見書

意見書案第4号 「地方税財源の充実確保」を求める意見書

6. 本日の会議に付した案件

(1) 諸報告

(2) 委員長報告・同質疑・討論・採決

認定議案第1号から認定議案第9号まで

(3) 委員長報告・同質疑・討論・採決

議案第45号から議案第57号まで

(4) 委員長報告・同質疑・討論・採決

請願第1号

(5) 意見書案第1号

意見書案第2号

意見書案第3号

意見書案第4号

(7) 議案上程・提案説明・質疑・委員会付託・委員長報告・同質疑・討論・採決

議案第58号 平成25年度豊明市一般会計補正予算(第4号)について

(8) 動議第2号 近藤恵子議員に対する懲罰動議について

午前10時開議

No.2 ○議長(伊藤 清議員)

皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員 19 名でございます。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付をいたしました議事日程表に従い会議を進めます。

日程1、諸報告に入ります。

福祉文教委員会に付託しておりました陳情第2号から陳情第4号までの3件の陳情について、お手元に配付をいたしましたとおり、委員会から報告書が提出されておりますので、その審査結果について委員長より報告を願います。

近藤郁子福祉文教委員長、登壇にて報告を願います。

No.3 ○福祉文教委員長(近藤郁子議員)

議長よりご指名がございましたので、福祉文教委員会に付託されました陳情の審査内容と結果についてご報告いたします。

去る9月17日午前10時より開催されました福祉文教委員会において、付託議案の審査終了後に、全委員と市長以下関係職員の出席のもと、3件の陳情を審査いたしました。

初めに、陳情第2号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める陳情を議題といたしました。

最初に、本陳情について、当局より状況等の説明を求めました。

説明はなく、質疑に入りました。

質疑に対する主な答弁は、陳情書にあるように、義務教育の負担は2分の1に引き上げる。そのように教育委員会も考えていますとの答弁がありました。

質疑を終結し討論に入りました。

主な討論の内容は、陳情のとおり多弁を要せず賛成。

教員の定数増の観点を捉え、きめ細やかな教育を進め実施するほかに、市も中央小学校のプレハブ問題等、取り入れる環境も考えていただきたい。この陳情に同意して採択。

日本で占める教育費は少なく、家計の負担も大きい。1クラスの数も国際標準より多い。経済力に格差が生じ、教育費の個人負担が少子化の原因の1つであることは間違いなく、この陳情に対し採択。

市でできることには限界があり、国の予算で教育費の増大は欠かせないと考え、賛成。討論を終結し採決に入りました。

採決の結果、陳情第2号は、全会一致により採択すべきものと決しました。

続いて、陳情第3号 愛知県私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情を議題といたしました。

本陳情について、当局より説明を求めました。

説明はなく、質疑に入りましたが、質疑はなく、討論に入りました。

討論の主な内容は、私学は専門性でたけており、行かせたいが公立に比べ負担が多

い。いろいろな環境が受けられるような体制をとる必要があり、採択とする。

豊明市の私学助成は、年間5万円程度、国や県が支える必要を思い賛成。私学には建学の精神、目的があり、多様な選択があつていい。それを前提とした場合に、お金の問題は非常に不条理。私学助成は大局的に賛成。

討論を終結し採択に入りました。

採決の結果、陳情第3号は、全会一致により採択すべきものと決しました。

続いて、陳情第4号 国の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情を議題といたしました。

本陳情について、当局より説明を求めました。

説明はなく、質疑に入りましたが、質疑はなく、討論に入りました。

討論はなく、採決に入りました。

採決の結果、陳情第4号は、全会一致により採択すべきものと決しました。

以上で福祉文教委員会に付託されました陳情の審査内容と結果についての報告を終わります。

No.4 ○議長(伊藤 清議員)

ご苦労さまでした。

ただいま報告されました陳情3件について、順次採決に入ります。

初めに、陳情第2号について採決を行います。

陳情第2号に係る委員長の報告は採択であります。

本陳情は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.5 ○議長(伊藤 清議員)

ご異議なしと認めます。よって、陳情第2号は、委員長報告のとおり採択と決しました。

続いて、陳情第3号について採決を行います。

陳情第3号に係る委員長の報告は採択であります。

本陳情は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.6 ○議長(伊藤 清議員)

ご異議なしと認めます。よって、陳情第3号は、委員長報告のとおり採択と決しました。

続いて、陳情第4号について採決を行います。

陳情第4号に係る委員長の報告は採択であります。

本陳情は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.7 ○議長(伊藤 清議員)

ご異議なしと認めます。よって、陳情第4号は、委員長報告のとおり採択と決しました。

以上で諸報告を終わります。

日程2、委員長報告・同質疑・討論・採決に入ります。

認定議案第1号から認定議案第9号までの9議案を一括議題といたします。

決算特別委員会に付託しておりました認定議案について、お手元に配付をいたしましたとおり、委員会報告書が提出されておりますので、その審査結果について委員長より報告を願います。

安井 明決算特別委員長、登壇にて報告を願います。

No.8 ○決算特別委員長(安井 明議員)

おはようございます。

議長よりご指名がありましたので、決算特別委員会の報告をいたします。

本決算特別委員会は、去る9月6日付で付託されました認定議案9件について、9月9日、10日及び20日の3日間にわたり、全委員、市長、副市長、教育長以下、各部長、課長、主幹等、並びに監査委員出席のもと、委員会を開催いたしました。

それぞれ、長時間にわたり慎重に審査をされており、また、多くの議員も熱心に傍聴をいただきましたので、審査状況については既にご承知のとおりと存じますので、簡潔に報告をすることといたしますので、承知おき願います。

初めに、本委員会は、初日に一般会計の1款から7款までの説明及び質疑を行い、2日目に一般会計8款から14款までの質疑と、各特別委員会の説明及び質疑を行った後、3日目に討論及び採決を行いました。

なお、採決の結果、認定議案第1号から第9号は全て認定すべきものと決しましたので、まずもって、ご報告を申し上げます。

それでは、1日目の認定議案第1号 一般会計の主な審査内容をご報告いたしますが、何分にも広範囲にわたっておりますので、質疑についての主な答弁のみご報告いたしますので、よろしく願いいたします。

最初に、現金の保管及び一時借入金の状況並びに財産の保管及び移動状況について、会計管理者より説明を受け、質疑に入りましたが、質疑はありませんでした。

次に、一般会計の歳入全体について、行政経営部長より説明を受け、質疑に入りました。

主な答弁としては、個人市民税の総所得は前年に比べまして約6億下落しております。

年少扶養控除に限らず、特定扶養の上乗せを含めました扶養控除の比較をしてみた

ころ、33 億円下落しております。

ほかの要因もありますが、扶養控除が減った分、課税標準額が約 20 億円上がっておりますので、このような結果になっていると思います。

財政力指数の低下は、需要額の増大と収入額の減少ということですが、原因としては、高齢者福祉の、高齢者の増大、65 歳以上の人口、それから 70 歳以上の人口等の増大により、財政需要額がふえ、財政力指数が落ちていると理解しております。

国庫支出金の収入済額については、平成 24 年度 3 月補正の前倒し予算、15 カ月予算を組んだときの、平成 25 年度への繰り越し事業の国庫の財源です。

資金を借り入れる際は、市内の金融機関の入札に基づいて、この利率を確定しております。

政府債は借入の時期によって利率は決まっており、そこでの比較はできないということです等の答弁がありました。

次に、一般会計の歳出に入る前に、職員の人件費について一括して行政経営部長より説明を受け、質疑に入りました。

主な答弁としては、超過勤務の増加の要因はいろいろありますが、市民課では外国人の住基データづくりのために、消防が通信指令の広域化の準備のため、議事課が特別委員会等の開催によりまして、業務量がふえたということ把握しております。できる限り超過勤務も考慮した上で人事配置をしております。

極端に時間数が多かった課は、人数を増加させたり、窓口業務だけを専任とする臨時職員を雇用したりして、かなり効果が出てきている部署もありました。

職員数は、東部知多衛生組合とか岩沼市に派遣している職員もおおり、また産休、育休、病休で休んでいる職員も含め、実際より 40 人程度のマイナスの状況ですとの答弁がありました。

次に、一般会計の各歳出についてであります。各款ごとに区別し、それぞれ説明を受けた後、質疑に入りましたが、以下、同様に主な答弁のみご報告いたします。

1 款 議会費についての答弁は、議会だよりは 23 年度が 60 ページ、24 年度は 8 回で 74 ページでしたが、入札により、1 ページ当たりの単価が約 0.1 円下がったことによりまして、トータル的に不用額が出ました。

市民の反応としては、カラーになって、また字が大きくなり、見やすくなったという声を聞いています。

2 款 総務費について、主な答弁としては、市役所分庁舎の管理業務につきましては、商工会の事務局職員が対応し、夜間及び休日には、シルバー人材センターから人が来て対応しています。

臨時職員を雇用した総数は 583 名です。このうち 200 万円以下の臨時職員は 492 名、約 84%です。

24 年 7 月に部長職を副市長に兼務させる配置としたが、業務を少し変えていかないと、

その効果があらわれないということが明らかになりました。

25年4月には、もとの状態に戻した中で、業務を少し軽量化するというようなことを一体化して、コストを再検討する必要があるというような形で、機構改革も実施しました。

政策課題実務研修は、1グループ当たり1泊2日に出かけており、事前にグループで学習し、事後に報告書を作成し職場会議等で発表も行っております。

自主研修の中で通信教育研修は、職員が申し込んで個人のスキルを上げるために通信教育を受講する場合に、市が2万円まで補助するものです。

市制40周年記念事業は、豊明のいいところを再発見して、みんなが誇れるまちであることを、再認識できたと思っております。

第2次アクションプランの平成24年度の節減額は2億4,400万ほどになりました。滞納整理機構へ87件で、滞納総額は5,800万円余を送り、うち4,600万円余りを徴収しています。徴収率としては78.9%です。

政務調査費の返還については、平成24年度の決算の雑入に補助金等返還命令金返還金として2万6,320円あります。

平成24年10月12日にやりました住民監査請求に基づく監査の措置勧告として、伊賀市の件ということで認識しております。

駐輪場維持管理事業について、4カ月に1度見て回った限り、これは時間的な問題もあるが、全体で見ればキャパシティー的には多少余裕があると思います。

前後駅の有料駐輪場は400台のキャパシティーです。年間変動はありますが、ほぼ満車状態です。

無料駐輪場は合計5カ所で675台を収容できます。豊明駅は南側と北側に合計で700台のキャパシティーで、まだ余裕がある状況です。

中京競馬場前駅は有料駐輪場のみです。自転車が140台と原付が30台の、合計170台のスペースがあり、8割から9割ぐらい埋まっています、若干余裕があるという状況です等の答弁がありました。

3款 民生費について、主な答弁としては、安否確認事業は全部で12万4,727件になり、乳酸飲料の配布により確認させていただいており、委託料は449万172円になります。この確認で高齢者の孤立死等を判明できるようにしております。

老人福祉センターのお風呂の関係は、239万1,120円の管理委託料と予備費から流用して、給湯配管の改修工事を実施したので、合わせて298万6,470円になります。利用者が1万4,753人でありましたので、1人当たり202円という単価になります。

後期高齢者医療広域連合で基金が積まれたことですが、後期高齢者の保険料には2年ごとの改正になります。24年に改正になりましたので、次は26年に保険料が決まるわけですが、そのときに基金を繰り入れて、保険料の伸びを抑えるような形にされるのではないかと考えています。

子ども手当から児童手当への変更で、決算額が12億6,500万円になり、制度変更によ

って約1億 9,000 万円の減額になります。

それから、児童扶養手当も決算ベースで約 92 万円減額になります。

児童クラブの無料化の影響としては、全体的にはふえましたが、無料化になったから入りたいというより、仕事をするという意味でということや、今まで家に帰らせていた子どもたちが、その間やっぱり心配ということで、児童クラブを利用するという形もふえてきたと考えられます。

延長保育無料化で、劇的にはふえていないが、登録をする方がふえたという認識は持っております。延長保育料を無料にした軽減額は、決算ベースで約 800 万円です。

放課後児童健全育成事業において、聞き取りを行った結果は、募集が思ったよりも少なかったので、9月に家賃が少し安いプラザに引っ越したということです。

この件について、県のほうに会場が変わったことに対する制約が生じているかどうかは、確認がとれていません。

しかし、子育て支援という観点から、子どもを放課後に預かる施設は、公立の児童クラブだけで足りない状況であり、今後も事業の継続についてお願いをしていくという姿勢であります。

経営上やむを得ないということがあって、私自身はそうした責任ということがあれば、一度整理したいと思えますが、新しい公共というのは、市民の皆さんがこれから立ち上がってくるということが一番重要なわけです。

そこに違法性があるっていいとか、そんなことは言っておりません。議員が言われたような指摘があるなら、それは謙虚に受けとめながら指導するということです。違法性のない形で、やはり立ち上がっていくというのが基本であろうと思っております等の答弁がありました。

4款 衛生費について、主な答弁としては、集団方式、医療機関の方式とともに、受診人数は伸びておりますが、大腸がん検診が新たにクーポン券の対象に加わっております。

クーポン券のほうは、受診人数が伸びても一部負担金が0ですので、その辺が減の理由だと思います。

乳がんと子宮がんについては、実施できる医療機関に限りがあり、集団検診のほうの実績が多くなるという傾向にあります。

肺がん検診と前立腺がん検診は、はつらつ健診が 24 年度から保健センターへ申し込まなくても、医療機関に直接申し込む受診方法に変わったことによって、受診者数が伸びております。はつらつ健診を受けられる方が同時実施として、肺がん、前立腺がん等も受けたという影響も考えられます。

委託単価については医療機関のほうが高くなるので、一部負担金の比率を集団検診の単価に対する比率よりも下げるような形をとり、できるだけ受けやすいような形で、余り負担にならないような工夫をしております。

環境監視員活動ですけれども、1日7時間の勤務です。効果の件ですが、不法投棄の発見等に尽力していただいております。年間で 656 件もの活動をしております。

太陽光発電システムの設置費補助金交付事業ですが、申請の受付は9月末ぐらいで、予算額いっぱいになりました。

生ごみ堆肥事業の協力率は、生ごみ袋の注文数から見た協力率でいきますと、23年度が68.9%、24年度が67.1%と、若干下がっております。処理単価は今までと同じ計算方法でいきますと、1トン当たり8万2,706円で、23年度は10万1,520円です。

東部知多衛生組合の負担金は、浄化センターのし尿処理施設の下水道施設接続改良工事が、主な要因として伸びております等の答弁がありました。

5款 労働費についての主な答弁としては、勤労会館の施設の利用料ですが、収入は約370万円です。PRはホームページ等を活用して行っています等の答弁がありました。

6款 農林水産事業について、主な答弁としては、農村改善センター運営事業は、ここに記載されている講座等の開催のみであります。

農村改善センターの水道料金は、契約口径が50ミリで年間39万6,868円です。3月に漏水が見つかりましたので、前年度より約8万円高くなっております。現在、愛知中部水道企業団の漏水による減免について、また契約口径についても打ち合わせをしております等の答弁がありました。

7款 商工費について、主な答弁としては、商工振興基金保証料助成金については63件を受け、そのうち20件を不受理としております。不受理の理由は、税金を未納、納付しない4件、回収条件で15件、重複申請で1件です。

融資にはいろいろな制度があり、ある程度網羅されていると思います。今後、市独自のものを考えていくというような検討も、今アンケートをとって調整中です。

公共施設巡回バス運行事業について、市内の公共交通空白地帯の解消や、交通弱者の社会参加促進ということで1台増車しており、市内を網羅していると思っております等の答弁がありました。

以上で1日目の一般会計の1款から7款までについての報告を終わり、続いて、2日目の一般会計の8款から14款までと、8特別会計についての報告を行います。

8款 土木費について、主な答弁としては、区長要望工事は、前年度の8月31日までに区長から要望書を提出していただきます。その要望書の中で、区長みずからが優先順位をある程度決めていただきまして、それに基づいて区長要望工事を審査委員会で諮って決めていくということになっております。

工事における設計変更は、支出負担行為済額の下段に、増額なり、減額なりの数字が書いてあります。それは変更契約金額に対する増減金額です。例えば流域貯留浸透事業、洪水調整池改修工事では、支出負担行為済額欄の括弧内の1,810万円は前払金であり、その下の214万4,100円が変更増額です。

変更契約は、地下埋設物の様子が掘削してみなければわからないとか、やむを得ず変更していくわけですが、その量がたくさんあればたくさん時間がかかり、1件2件ですと短時間で設計変更できるということで、ケース・バイ・ケースです。

民間木造住宅や耐震診断及び改修の件で、昨年は、吉池地区の3町内の方や区長にも参加していただき、112件訪問をいたしました。その中で診断を受けた方が14名となりました。

土地区画整理費では現在、阿野町平地で発起人会まではできており、今後は設立に向け調整をしているところです等の答弁がありました。

9款 消防費について、主な答弁としては、来年度も職員が大量退職します。名古屋市が行っているトレーナー制度は、1人の先輩が若い職員にいろいろ教えていますので、当市もそれを参考にし、新人職員の教育には今非常に力を入れております。

火災予防事業は、隔年で実施しております。23年度は70歳以上の2人世帯724件、24年度は80歳以上の1人世帯225件を訪問しました。

普通救命講習は3年ごとに受講してもらうことになっており、リピート率については307名中20名、6.5%の方が再受講をしております。

救急活動事業について、ダブルは493回、トリプルは81回、フォースは2回でありました。また、非番招集が40回でありました等の答弁がありました。

10款 教育費について、主な答弁としては、私立高等学校授業料補助につきましては、24年度から県の制度が変わりましたので、それに合わせて市も補助をしております。

5万円が62人、4万円が42人、3万円が133人、2万円が131人の方に補助をして、約600万円の増額になりました。

学校管理費の変更契約の中身ですが、全て屋内運動場の耐震工事になります。この耐震工事に合わせ、こちらが避難所になりますので、体が不自由な方が避難されてきても対応できるようにと、多目的トイレを設置しております。

23年度までは、車いす対応のトイレを整備していましたが、24年度に小中学校の耐震工事が全て終わりますので、それを見越して3つの屋内運動場に、オストメイトとベビーシートとベビーチェアの設置を変更契約で盛り込んでおります。

変更契約は、工事を始めてからでないといけない部分と、今回の工事に合わせて施工の方がより効果的というものについて、議会にもお諮りするということが以前からありましたので、その辺も踏まえて研究していきたいと思っております。

家庭教育学級につきましては、子を持つ親が地域との連携をとれるようにするための事業と位置づけておりますので、今回かなり人数が減っておりますが、昨年立ち上げることができなかった沓掛小学校については、再度立ち上がるということで15学級に戻りますので、そういった面でも支援をしていきたいと思っております。

学校給食では、放射能については国が特定する品目の納入があった場合には、その食材の検査を実施し、ない場合は、食べる食材を全て混ぜて検査するというのを毎日実施し、毎日ホームページに載せています。今までのところ、異常はないという状況です等の答弁がありました。

11款から14款までの主な答弁は、24年度の臨時財政対策債の償還額は元金3億

4,038万2,916円、利子は8,733万7,461円です。

繰上償還については、共済等は補償金をもって返すことになりまして、利率を返すよりも高い補償金を出して返すというような形になりますので、繰上償還は考えておりません等の答弁がありました。

以上が一般会計についての主な答弁であります。

続いて、特別会計についても、各会計の議案ごとに説明を受けた後、質疑に入りましたが、一般会計同様、主な答弁のみご報告いたしますので、よろしくお願いいたします。

認定議案第2号の国民健康保険特別会計については、主な答弁としては、国保税の1人当たりの調定額は8万8,900円程度、一般会計からの1人当たりの繰入額は3万739円、そのうち赤字補填分は1万6,815円です。

保険税の収納率が上がった要因としては、国保の制度の中で非自発的失業者、本人の責任ではなく、会社の雇いどめとか倒産とかで、国保に加入された方については、22年度から新たな制度が始まりまして、その方は給与収入で所得を算定しますが、7割引きですので、実質は3割の所得で保険税を計算しました。そういうことで、保険税が軽減をされたということも影響したのではないかと考えております。

軽減割合の拡大による影響額は、低所得者の方がふえたということと、不景気で所得が落ちているということもありまして、2,950万円程度ということで軽減の額が増加しております。

また、7割軽減の人数は2,829人、5割軽減は845人、2割軽減は1,709人、合わせて5,383人です。

保険税の限度額を引き上げたことの影響額は1,010万円程度でありました。特定健診の受診者は医療機関方式が3,067人、集団方式が2,450人、単価は集団方式が前年の4,300円から2,900円に、1人当たり1,400円安くなりました。医療機関方式については、前年と同額で8,440円です。

ジェネリック医薬品の普及率は数量ベースとして、平成24年8月で21.5%です。

特定健診審査の対象者の方が1万2,811人で、受診していただいた方は5,517人でした等の答弁がありました。

認定議案第3号の下水道特別会計について、主な答弁としては、繰上償還の通知では、5.5%以上のものを償還させていただけるということでしたが、その後、国からその償還分の見送りという通知があり、今回、約5,200万円が不用額として残りました。

財政力指数は1.0以下の市町は、償還を認められており、ほかの市町については把握しておりません等の答弁がありました。

認定議案第4号の土地取得特別会計について、主な答弁としては、この土地は、平成5年に取得しており、その後、前後駅南区画整理の換地を受けて、幾つかの土地に分かれております。それを割り戻した金額が2,361万3,937円です。その後の管理費は草刈り等になりますが、職員がやっておりますので基本的には0円です。今回は、差益損が発生

しました等の答弁がありました。

認定議案第5号の墓園事業特別会計については、質疑がありませんでした。

認定議案第6号の農村集落家庭排水施設特別会計について、主な答弁としては、維持管理費の委託は、処理場に入ってくる不明水が少なくないため、川部・中川地区を中心に不明水の調査を194万2,500円で行いました。

清掃等委託のマンホールの目視調査は、マンホールを開けると相当な不明水があり、その色は透明とは言えないが、当地区の戸数からすると、相当の量が入っていることを確認しました。

管更生とは、管の中の破損による浸入水を抑えるために中に被膜するものです。その被膜長が約170メートルで、757万2,600円を実施しました。

その後、川部・中川地区で緊急性がある区間で149万1,000円の工事をしましたとの答弁がありました。

認定議案第7号の有料駐車場事業特別会計について、主な答弁としては、有料駐車場の維持管理事業で、修繕費は約4件で、前年度に比べて44万円ほど減になりました。

また、営繕工事では、去年に比べて1件ふえ、44万6,250円の増になりました。やるものはやる、やらないものはやらないことで、経費の節減に努めました。

前後駅の北側で約530万円、南側の地下駐車場で約1,000万円の収入がありました。

月極めは前後駅と豊明駅の2つあり、約340万円の収入です。トータル約1,870万円です等の答弁がありました。

認定議案第8号の介護保険特別会計について、主な答弁としては、滞納者は第1段階が9件、第2段階が338件、第3段階が51件、第4が397件、第5が280件、第6が143件、第7が110件、第8が12件、第9が8件、第11が8件です。トータルで1,356件です。

また、滞納繰越分に係る方は1,103件です。

生活援助サービスにおいて、事業実績は45分未満の利用者は延べで448人、45分以上の利用者の方は延べで1,087人、約3分の1の方が45分未満を利用されている状況です。45分未満の利用者の方も、ケアマネジャーのケアプランによって、適正な介護サービスを利用していると考えております。

社会福祉法人に委託している主な事業内容は、介護予防ケアマネジメント業務、総合の相談支援業務、権利擁護業務、包括的、継続的マネジメント支援業務などをお願いしております。その関係の相談業務について、要支援者のプラン数等を1,400件以上行っていると考えております。

お元気チェックリストは、介護認定分を除く65歳以上の方に1万2,353件郵送しました。そのうち返信があった方が8,855件で、71.4%です。その返信があった方のうち、2次予防が必要な方は1,986名でした。そのうち、はつらつ教室に23名、筋トレ教室に59名、いきいきデイサービスに76名の方が行かれております等の答弁がありました。

認定議案第9号の後期高齢者医療特別会計について、主な答弁としては、1人当たりの

認定額は9万 206 円で、限度を超えた方は 139 人です。

滞納者の方は、現在 50 人みえて、総額 218 万円ほどになります。短期証の発行は7名で、窓口のとめ置き件数が 24 年度末は0件です。

後期高齢者の方の、低所得者の繰入額は 6,689 万 4,000 円ということで、前年よりも約 600 万円の増加です等の答弁があり、各認定議案の説明及び質疑を終結しました。

以上で2日目の一般会計の8款から 14 款までと、各特別会計の報告を終わり、続いて3日目の報告を行います。

3日目は討論に入り、各委員より賛成、反対の討論がありましたが、委員会での討論は本日改めて本会議場で詳しく討論されると思いますので、ここでの報告は省略させていただきます。

なお、採決については議案順に行い、委員会報告書のとおり、認定議案第1号、第2号、第8号及び第9号の4認定議案は、賛成多数により認定すべきものと、認定議案第3号、第4号、第5号、第6号及び第7号の5認定議案は、全会一致により認定すべきものと決しました。

以上で決算特別委員会の報告を終わります。

No.9 ○議長(伊藤 清議員)

ご苦労さまでした。

以上で委員長報告を終わります。

これより、ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(進行の声あり)

No.10 ○議長(伊藤 清議員)

以上で委員長報告に対する質疑を終結し、討論・採決に入りますが、討論については9議案を一括して行い、採決は各認定議案ごとに行います。

討論の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

初めに、一色美智子議員。

No.11 ○9番(一色美智子議員)

議長のお許しをいただきましたので、認定議案第1号 平成 24 年度豊明市一般会計及び認定議案第2号から第9号までの各特別会計歳入歳出決算認定について、公明党市議団を代表いたしまして、賛成の立場で討論をいたします。

平成 24 年度の我が国の経済は、東日本大震災からの復興需要等により、夏場にかけて回復傾向が見られたものの、その後の世界経済の状況を背景として、輸出や生産が減

少して景気は弱い動きとなりつつあります。

こうした状況に対し、政府は平成 25 年 1 月に緊急経済対策を策定いたしました。日本経済再生に向けて、大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長政策の 3 本の矢により、円高・デフレ不況から脱却し、雇用や所得の拡大を目指しております。こうした中、本市も厳しい財政状況のもと、24 年度の執行に努められたことと思います。

平成 24 年度は市制施行 40 周年の記念すべき年でありまして、記念事業といたしまして、豊明まつりの開催、NHKラジオ公開収録など、さまざまな事業が開催されました。

決算状況では、一般会計、特別会計の合計の歳入は 320 億 8,348 万円余、歳出は 302 億 1,930 万円余、差引残高は 18 億 6,418 万円余、実質収支額は 17 億 4,144 万円余、全ての会計で実質収支が黒字となっており、当局の努力の跡がうかがえます。

平成 24 年度の一般会計決算においては、厳しい財政環境のもとで、12 億 6,715 万円余の実質収支を確保いたしました。歳入においては、その根幹を占める市税収入が、前年度に比べ 0.6%、5,663 万円の増となりました。

内訳をみますと、本市の主要な税目である個人市民税は 2.1%、8,765 万円の増と、法人市民税は 29.9%、1 億 5,626 万円の増と、景気回復の一端を感じるものとなっております。

また、本市の重要な歳入項目であります地方交付税ですが、財政力指数は3カ年平均で 0.89、単年度で 0.88 となっており、3カ年平均値が、前年度より 0.04 ポイント下がりました。これは収入額の不足が進んでいることを意味しております。

結果といたしまして、普通交付税の交付額が 1,384 万円ふえ、これによって歳入の安定を図っていると言えます。

普通交付税では賄い切れない財源をカバーする臨時財政対策債は、交付税措置されるものの、その残高の推移について、今後注視しなくてはなりません。

歳出でも、経費の節減合理化により、歳出抑制に努められたものの、歳入を確保するため、24 年度も財政調整基金より 3 億 800 万円の繰り入れをせざるを得ないなど、非常に厳しいものでありました。

この厳しい財政環境のもとで、市税を初め、徴収率を向上させるなど、自主財源の確保や、積極的な国庫補助金の活用を図るなど、財源確保に向けた当局のさらなる努力を期待するものです。

次に、我が党が平成 24 年度予算において、1、健康で安心して住めるまちづくり。2、豊かな人間性を培うまちづくり。3、生活環境と命を守るためにこの3つの柱のもと、要望いたしました幾つかの視点について、その成果を検証いたします。

区一括交付金制度を導入し、区の事業の推進や事務手続の効率化を図られました。健康で安心な環境づくりといたしまして、高齢者の健康保持増進として、肺炎球菌ワクチンの予防接種助成や、介護支援ボランティアポイント制度、24 時間在宅支援モデル事業などが実施されました。

また、安全・安心の面から、学校給食の食材の安全確保のため、放射能測定器が購入されました。

保育園については保育環境の安全確保のため、空調設備の設置工事を順次進められましたが、学校を含め昨今の猛暑対策は喫緊の課題であります。

小学校、中学校においても、教育環境の施設整備にも努められ、ソフト面においても、教員補助や支援業務等を、県補助活用後も市単独事業として継続されたことは評価をいたします。

国民健康保険特別会計は、歳入歳出ともに前年比を上回っております。一般会計からの繰入金は1億5,000万円ほど増加しており、特別会計への経営としては非常に厳しい状況にあります。

収納率については、0.79ポイント上昇しており、引き続き税収の確保に努めていただきますように。

下水道事業特別会計は、歳入歳出ともに前年度を上回っており、一般会計からの繰入金は約2,600万円減額しております。

使用料は下水道事業の大切な収入源でありますので、財源確保に引き続き努力をしていただきますよう、お願いをするものであります。

墓園事業特別会計は、勅使墓園の整備工事が終わり、販売による3,700万円余の使用料が収入とされました。独立採算の経営計画は、近い将来の維持管理の時期に入ったとも見ることができます。今後も健全で計画的な使用者のための経営を望みます。

介護事業特別会計は、歳入歳出ともに前年度を上回っており、一般会計からの繰入金も約1億6,400万円増額しております。実質収支額が、前年度の62万円から1億100万円と大きく増額しております。

特別会計としての健全経営に努めていただきますように、一般会計と特別会計を合わせた全会計の歳入320億円余及び歳出302億円余は、ともに前年を上回っており大きな額となっております。これらの事業は全て市民サービス、市民の福祉の向上を図るものであったと理解をしております。

財源不足の中で、苦しい決算であったと思われませんが、赤字決算になるものはなく、平成24年度一般会計・特別会計の決算については、適正と判断をいたします。

ますます財政状況は厳しいものとなっておりますが、こうしたときに収入調整や災害対応など、緊急事態に備える財政調整基金が確保されていなければなりません。

前年度に続いて、基金の積み増しができたことは、将来世代の暮らしの安心感に直結するもので、評価をいたします。

最後に、少子高齢化、人口減少時代と地方公共団体を取り巻く状況は、極めて厳しい状況にあります。また、施設の老朽化対策、扶助費の増大など、多額な経費が予想されます。新年度予算編成においては、本決算状況を十分検証され、既存事業の見直しに取り組んでいただきたいと思います。

以上で認定議案第1号から第9号までの賛成討論といたします。

No.12 ○議長(伊藤 清議員)

続いて、前山美恵子議員。

No.13 ○19番(前山美恵子議員)

では、24年度決算について、1号の一般会計、2号の国民健康保険特別会計、8号の介護保険特別会計、9号、後期高齢者特別会計に反対をし、他の認定議案については賛成をいたします。

24年度で、国の地方財政計画で、地方交付税は前年度比で811億円増の17兆4,000億円であり、臨時財政対策債の大きな変動はありませんでした。

当然、各地方団体は、高齢化率が毎年引き上がっていくのですから、前年並みの計画では、地方で必要とされる支出が抑制されるのは当然であり、本市でも高齢化が進展しているのに1,384万円増でしかありません。国の責任が問われる問題であります。

さて、本市の歳入から見ていきますと、個人市民税は前年より8,700万円増、増収となっていますが、これは所得がふえたから増収になったとは言えず、子育て世代の年少扶養控除などの廃止や縮小によるもので、むしろ市民の所得は減少傾向と言えます。

また納税者は、ここのところ毎年のように減っており、24年度は20年と比較をしてみると、低所得者階層は250人ほどふえておりますが、課税標準100万円以上の階層は1,880人減っています。

このことは20年度と比較して、給与所得者が減り続け、そのかわりにその他の所得者、年金者などがふえていることから、年々市民の生活が苦しくなっているということが見えてくる思いであります。

法人市民税では、前年度より1億6,000万円の増収であり、ちょうど19年のピーク時に戻ったわけですが、事業所規模で見ても、依然として資本金1億円以上の企業では、75%の企業は納税できましたが、一番規模の小さい1号法人では、20%程度の事業所しか納税できませんでした。

中小零細業者は約8割近くが赤字決算だったということでもあります。地域経済を支える中小業者の景気が悪いということも、これで物語っていると言えましょう。これらを支える政策が必要であります。

さて、歳出を述べていきますと、1点目には2つの部長の席が空席になりました。

当初予算に全部長の給与を計上しながら、少数精鋭による組織のスリム化、意思決定の迅速化、課長クラス以上の能力アップなどの目的であったはずですが。

このことが副市長の辞職を招き、市民生活に直結した保育や障がい者、高齢者、保険や医療などの2つの部の事務取り扱いができなくなり、急遽の参事職を設定するなど、その場しのぎの人事でありました。

これがたった1年で取りやめになったのでありますが、その総括が行われず、何がどう悪かったのか、何の反省の言葉もなく、翌年にもとに戻したということは、常々市長は職員に説明責任を求めておきながら、市長自身の責任は不問のままです。トップとしての自覚があるなら、まず、この点で市長みずから範を示すべきだと申し上げておきます。

2点目に職員の削減であります。

前年に比較し、15人削減で492人となりました。その前の年から27人の削減であり、その影響を職員アンケートでも仕事量がふえた、残業がふえた、休暇がとれないなど、訴えられた職員が80%にも及びます。

ただ、これに加え、病休や産休、育休などで、この人数よりさらに40人程度も少なく、約450人体制で業務を維持していくことは、もう限界に来ているのではないかと思います。早急の対策が求められます。

さて、その代替として臨時職員が580人にもなりました。その中で年収200万円以下の官製ワーキングプアと言われる方が490人以上、82%にもなり、市民の人権を守る職員の身分が、こんなに不安定であってはなりません。

職員の関係では、保育士や保健師など専門職を削減したことによって、臨時職員に相当な負担がふえているということも、ここに付け加えておきます。

消防職員もさらに削減をされました。その反対に救急要請がふえており、重篤患者などへのペア出動が、年間437件にもなり、火災と救急の同時要請は27件にもなりました。

2月の火災では、消火活動中に3件の救急要請があったそうで、しかも2件がダブってしまったそうであります。少ない職員での活動は、我々の命が脅かされる事態になるということを認識すべきであります。

非番招集もついに40回台と大台に乗り、救急活動も困難を要する高規格道路での救急要請では35回もの出動となりました。この数字を見ただけでも、相当な仕事量であることをうかがえます。消防職員の過労死が心配されますので、改善を求めておきます。

以上、述べたことはほんの一端に過ぎませんが、職員削減の影響は目に見えませんが、全体に及んでいるということを感じる次第です。十分な職員配置をしなければ、市民に対して責任あるサービスはできないということを申し上げておきます。

3点目に、事業仕分けについては我が党は反対をしてきました。

強行をされて、結果として2年間で打ち切りであります。市民の目線で仕分けると銘打って行われましたが、市民の参加や投票数は低調であり、不調に終わったわけですが、これに振り回された職員の事務量も膨大であります。いつも費用対効果と言われるなら、この事業仕分けの効果を検証すべきであるということを申し上げておきます。

4点目に、広報の市長だよりについては毎回指摘をしておきます。

明らかに公務の範疇を超えた市長の私的政策の記事が公費で扱われており、このことについては市民からも指摘の声が届いています。市長みずからが、このような事態を招くことは避けるべきと申し上げておきます。

5点目に、職員の公募、飛び級制度の採用であります。

行政は地域全体に貢献する職場であり、いろいろな分野と職域で働いている個人の集合体として、チームワークや協調性を発揮して、成長、発展しあえる職場であるべきですが、公募、飛び級制度によって、個人だけを抜き取って評価する制度だけに、せっかくの協調性を持って行われていたものが、和を乱すものになってしまいました。公務労働は民間と違うということを申し上げておきます。

6点目に、地方税滞納整理機構は2年目になりましたが、多くの滞納者が機構送りになりました。機構から戻して対応すべきと申し上げておきます。

7点目には、24年度は子育て世代の住民税での年少扶養控除の廃止、特定年少扶養控除縮小による増税を招き、支給されるはずであった子ども手当が減額をされました。その影響額は2億円にもなり、さらにひとり親家庭に支給される児童扶養手当も減額をされました。子育て世代の暮らしに重大な打撃を与えることとなりました。

次に、この年も猛暑でありました。各施設に、特に子どもたちが暮らす保育園は、エアコンが設置をされたことは評価をしますが、児童館の遊戯室、学校図書室などは未設置であり、また、学校に労働安全衛生法で設置義務のあるシャワー室のない学校もあります。設置すべきことを申し上げておきます。

さて、財政調整基金の積み立てが15億円を超えました。将来の事業を充てることも必要ですが、そのために、今必要とされる事業をおくらせることは本末転倒と言えます。目的基金を創設し、計画的に積み立てを行うべきと、ここに申し上げておきます。

さて、この年度はひまわりバスの増車、高齢者の肺炎球菌ワクチン補助、給食食材の放射能測定、私学助成の拡充などに取り組んでいただいたことは、評価をしたいと思います。

以上で1号 一般会計の決算について討論しました。

次に、2号 国民健康保険についての反対の討論をいたします。

法定減免7割、5割、2割の拡充や、17年間国保税を据え置かれたことに感謝を申し上げます。それでも高過ぎて払えないのが今の実情であります。高過ぎる国保税というその仕組みができるのは、まず加入者の負担能力や生活実態を把握し、負担できる国保税が課せられるといった仕組みではないからであります。

必要な医療費を加入者に負担させるという観点から、国保税は算出をされるために高くなり、国保税を滞納せざるを得ない人々が生み出されているわけであります。今や国保税の滞納者は3,000人に迫ろうとしており、大変心配をされます。

窓口とめ置きについてであります。国民健康保険制度は国民皆保険制度で、命を守る最後のとりです。保険証を市役所にとめておくことは、制度の趣旨に反するということを申し上げておきます。

さらに国保会計に、国の責任として国庫負担金や調整交付金を繰り入れる制度になっていますが、24年度より、固定費が2%削減され、県の調整に回されました。その責任分の

保証がされていないということや、県の補助金がまたもや削減をされてしまいました。

さて、このように皆保険制度の形骸化、これが1984年以来、国庫負担金を削減してきたこと、この国の責任が放棄されてきたことが一番の原因であるということを申し上げ、国保の会計については反対といたします。

第8号 介護保険特別会計について反対の討論であります。

24年度は介護保険第5期事業計画が始まった年度であり、介護保険料が改定で大幅に引き上げられました。確かに低所得者に配慮して12段階にされたことは理解するところでありますが、保険料滞納者が各階層に発生をし、特に低所得者への負担は重いようで、保険料の軽減を実施することが必要であります。

サービスでは、事業計画の改定のたびにサービスの後退が繰り返されてきました。特に軽度の認定者が標的にされてきました。

第5期でも軽度の介護者に生活援助サービスの時間短縮が強行されて、やむなく45分を選択された高齢者もいます。この方たちの暮らしがどうなっているのか心配されますが、この状況の把握はケアマネジャーであり、市が把握するということは、とても困難となりました。

介護保険料を苦勞して払っても、サービスが十分受けられない高齢者の存在や、施設に入れないなど、保険あって介護なしの状態、介護難民と言われるまでになりました。誰もが権利として介護が受けられるように、ここに求めておきます。

最後に、9号の後期高齢者医療特別会計について反対をいたします。

75歳以上の高齢者だけを別にした医療制度であるため、医療にかかればかかるほど、給付費が膨らみ、それに伴って保険料もふえるという医療制度であります。

24年度も保険料の改定で、平均6%、3,706円の保険料の引き上げとなり、限度額も50万円から55万円となりました。2年前にも3,660円の引き上げですから、改定のたびに引き上げが続いております。年金が減らされ、苦しい生活を強いられている高齢者を脅かしている存在となっています。制度の廃止を求めて反対をいたします。

以上で討論を終わります。

No.14 ○議長(伊藤 清議員)

討論の途中ではありますが、ここで10分間の休憩といたします。

午前11時8分休憩

午前11時18分再開

No.15 ○議長(伊藤 清議員)

休憩を解き、休憩前に引き続き討論を行います。

月岡修一議員。

No.16 ○17番(月岡修一議員)

議長の許可をいただきましたので、市政会を代表いたしまして討論を申し上げますが、まだほかの会派の皆さんも討論を予定していますので、でき得る限り簡潔に、意見や要望を折り込みながら討論を進めてまいりたいと思っていますので、よろしく願いいたします。

平成24年度豊明市歳入歳出決算書、一般会計認定議案第1号と特別会計認定議案第2号から第9号までを一括して討論を申し上げます。

一般会計歳入総額192億9,356万7,000円に対して、歳出総額は179億367万9,000円であり、特別会計歳入総額127億8,991万5,000円に対して、歳出総額は123億1,562万3,000円であります。

一般会計、特別会計歳入総額が320億8,348万2,000円に対する歳出総額は302億1,930万2,000円となっています。

歳入歳出全体の数値から見えてくるのは、厳しい財政状況であるとは認識をしているものの、一般会計における個人市民税は2.1%増の8,765万円の増収や、法人市民税29.9%増の1億5,626万円の増収だけを見ると、豊明市の歳入の堅調さがうかがえるわけですが、残念ながら固定資産税が4%減の1億6,361万円の減収となり、結果的には、市税全体では5,663万円の増収にとどまる結果になりました。

さらには、地方交付税は総額で12億9,233万円となっているが、普通交付税は昨年度に比べて1,384万円の増額であったのに対して、国庫支出金は10.6%減の2億4,275万円の減額であり、さらには県支出金は6.4%減の7,281万円の減額であります。

寄附金も8,966万円減額の1億8,576万円となっています。この金額は、対前年度比で実に32.6%の減額率であります。

大変大きな減額率であります。今後も、競馬場周辺事業寄附金の減少が懸念される現実を勘案したときに、今後の豊明市の財政運営にさらに厳しい試練が与えられた思いがいたしております。

一方、歳出における予算比率は、単に歳出予算比率が高いから事業執行内容が適切に行われたとの判断はできにくく、歳出執行率が高いから、すなわち質のよい市民サービスが提供できたとは一概に評価しにくいのが、現在の行政が示している歳入歳出決算書の書式であります。

少し決算討論から外れた発言かもしれませんが、現行の予算書、決算書の書式は、実に巧妙な仕組みになっていて、市の職員の皆さんは、この書式になれてしまっているので、不自然さは感じないかもしれませんが、詳細な事業内容を抱き込んだまま、項目ごとに数値を表示する手法は、この書式の形を整えた当時の国や県の中核にいた知能者たちの知恵の結集でもあるかもしれませんが、今では、このような予算書、決算書の書式

は、既に文化遺産的な存在になりつつあるような気がしています。

会社の経理担当者ですらわかりにくい書式を、平然と今日まで連綿と踏襲している行政の姿勢には、疑問を禁じ得ません。早急に改めていただかなくてはならない事態であると強く感じています。

近い将来には、貸借対照表を活用した企業会計の手法を取り入れた収支決算書のあり方に移行すべきです。

そのほうが、広く決算内容が市民に周知徹底できて、本当の意味の情報公開のあり方と言えるのではないのでしょうか。

真摯に検討されることを諫言いたしまして、第1款から主な事業内容に討論を申し上げながら進めてまいります。

最初に1款 議会費であります。予算執行に関しては、特に申し上げることはありませんが、昨年度の議会の活動内容から判断できることは、でき得るならばと前置きをして発言をさせていただきますが、今後も、突発的に予算を計上した特別委員会の設置がふえる可能性が大であります。

緊急的な委員会の設置に迫られて、慌てて補正を組むことなく、予算を伴う特別委員会の設置がスムーズにできるような年度予算の組み方を検討されたほうがいいのではないかと、一言提案をさせていただきます。

2款 総務費に入ります。

2目の秘書人事管理費について申し上げます。

いつの時代になっても、財政的に苦しい事情があろうとも、行財政をつかさどる団体として、職員の資質向上のための投資は惜しんではなりません。

私が委員会で質問をさせていただいた自主研修に関する本質的な質疑内容は、市職員は、常に新しい情報を求めるとともに、社会の動きに敏感であること、さらには、職員がみずからの自己研さんには常に意欲的であること、当局は、そのための時間や場所の確保、予算計上することの意義について当局の考えを尋ねたわけです。

行政として、職員の心身の健康の維持と知識習得に向けて職員の意欲を支えるための予算措置は、行政としての必須の条件であると考えています。

私が質問した自主研修制度に関して、伏屋行政経営部長は、この制度を活用して英会話の習得に努めたと答弁をしてくれました。伏屋行政経営部長が今では英語を自由に操ることができるレベルであることを考えれば、行政側としては、安い投資ではないかと思えます。

恐らく、私が承知をしていないだけで、このような制度を活用して知識を高め、自己能力を高めながら、市役所での仕事に向き合う職員がいて、社会貢献をしている職員もたくさんいるのかもしれないと考えるだけでも、さまざまな研修制度の重要さが理解できますので、今後も、これらの制度を活用して、自己能力を高めていただくための努力をしていただくことをお願いしておきます。

あわせて、職員の皆さんのさまざまな研修の成果を議員が知る機会を、できるだけ設けていただきたいと、お願いを添えておきます。

4目に入ります。

広報費における事業が対前年度比 53.2%との決算額は、再生紙の活用とか、民間企業の広告など、自主財源の確保が要因だとしたら、大きな評価を仰がなくてはなりません。

今後の行政の財政を支える柱の一部になるかもしれない自主財源の確保は、将来を担うよき手本となると思っていますので、今年度においても、将来的にもさらに知恵を絞っていただき、自主財源の増額に挑んでいただきたいとお願いをいたしておきます。

8目 企画費について発言をさせていただきます。

市制 40 周年記念事業の中で行われた記念グッズの配布の件ですが、物余りの現代において、予算規模は小さいかもしれませんが、果たして受け取ってくれた市民に対してどのような効果を狙って行ったのか、理解がしにくいのです。

ボールペンを初め5種類のグッズを配布していますが、ピンバッチやうちわなどは、マニアにとっては羨望のグッズかもしれませんが、一般人には、もらってうれしいグッズとはいにくい品物ではないかと思えます。

もう少し種類を絞って、子どもたちの役に立つ学用品を選んで配布するとか、高齢者が求めるものをリサーチして品物を決定するような努力は必要だったのではないかと感じています。

私どもも、ティッシュは、たくさんいただいても利用価値がありますので喜んでいただきますが、うちわに至っては、使う機会も少ないし、部屋の飾り物にもならないし、必然的に部屋の片隅に置いておくだけの存在になってしまいます。

前年踏襲的な過去の事業内容を安易に取り入れるのではなく、考え方を一転させて、知恵を絞りながら、有効な予算執行に当たっていただきたいと、一言苦言を申し添えておきます。

さらには、事業仕分けにおいては言語道断、二度とこのような事業に予算をつけるべきではないと、強く牽制を発しておきますので、記憶にとどめておいていただきたいとお願いを申し上げます。

11 目の市民活動推進費においては、各種の備品の貸出回数が、事業の主たる目的を満足させるほどの貸出回数に達しているのか、当局に説明を求める機会がなかったので残念ですが、決算書に掲載された貸出件数から判断すれば、まだまだ市民に利用していただく必要があるような気がしています。

備品購入に投入した費用が価値観を発揮するのは、たくさんの団体、市民に最大限利用していただくことによって、事業価値が高まる制度であることを勘案すれば、限界に近い状態まで利用していただくための努力の仕方についてご検討いただきたいと、お願いを申し上げます。

さらには、市民の誰もが気分よく、感じよく利用できる、そのような市民サービスを基本と

した対応の仕方についても、十分に学んでいただきたいと要望しておきます。

3款 民生費に移ります。

2項1目 児童福祉総務費に入ります。

この事業に取り組む職員にとっては、なかなか努力が報われない、評価されにくい事業かもしれません。しかし、この事業に携わる職員の皆さんは、豊明市の将来を担う宝物である児童たちの心身の成長に携わる大切な役割を担っていますので、自分たちの笑顔や優しい言葉が、児童たちや児童の母親の心に多大な潤いをもたらされていることを確信しながら、日々の努力を積み重ねていただくことをお願いいたしまして、次に進ませていただきます。

2目の保育園費に移ります。

この事業費においては、とにかく優良な保育士さんの確保と、適切な人員配置が急務であると考えていますので、真剣に検討していただきたいと思えます。

そのためには、何をやる必要があるのか、当局は十分承知をされていると思うのですが、あえて発言をさせていただいたほうが、担当する職員にとっては、今後仕事がやりやすくなるように発言をさせていただきます。

常に他市町の保育園の報酬内容を手本にするような意識は捨てて、豊明市独自の報酬体制を確立して、手厚い待遇をもって優秀な人材と適切な人員を確保する必要があります。

長期的に安定して働いてもらうためにも、報酬の見直しは避けて通れないと考えていますので、早急に検討していただきたいとお願いを申し上げます。

つくしクラブに関する討論は、一番最後にさせていただきますので、よろしく願いいたします。

8款 土木費に入ります。

桜ヶ丘沓掛線の大脇区内山地区の工事着工については、最優先でお願いしたいと思います。

仄聞しますと、道路整備区間の地主とは思えない市長の後援会の幹部が、地元の説明会に参加をして、当局の説明に異論を唱えて路線の一部変更を求めているような話を聞いたことがあります。もしもそのようなことが事実であるとしたら、言語道断、許せることではありません。

私が仄聞した情報が間違っていると思いたいのですが、当局におかれましては、もしもそのようなふらちな行動をしているやからがいるとしたら、相手にしないで、地元の意見を大切にしながら粛々と工事を進めていただきたいと、お願いを申し上げます。

9款 消防費に入ります。

消防費においては、危険な仕事を本分としながら、さらには消防職員の不足から、特殊な勤務体制の中で仕事に従事せざるを得ない彼らの身体と精神を支え、崇高な意識を継続してもらうためにも、基準に適した人員の配置は必要であります。

消防費は、いわば豊明市民の生命、財産を守るための必要不可欠な資本投資であります。

消防職員の仕事は、対価に換算できない重責を担っていますので、その重責を堅持してもらうためにも、手厚い福利厚生の実現をお願いするものです。

さらには、危険な仕事に従事する消防職員の安否を気遣いながらも帰宅を待っている家族に対しても、心を込めた福利厚生のあり方を検討していただきたいと、強くお願いを申し上げます。

10 款 教育費に入ります。

教育費に関しましては、ただ1点、長い年月、豊根村に施設管理でお世話になっております豊明市野外教育センターの存在価値と、教育的な観点、そして豊根村との自治体交流を通じた今までの歴史的な背景を振り返り、重要な位置づけにあることを再認識していただきたいと思っております。

現在、野外教育センターの宿泊施設棟には、さまざまな問題が発生していることは承知していますが、担当課職員は、それらの諸問題が突然、浮上したような感覚で説明していますが、私に言わせれば、何を今さらそんなことを言っているんだと、そんな感じですね。

宿泊施設の老朽化は、建てられた年代や建造物そのものを見れば、職員なら誰でもが建てかえの必要性について、または耐震補強の必要について安易に理解ができたのではないのでしょうか。

浄化槽の機能に関しても、同じことです。整備された年月を勘案し、さらには毎年の定期点検やくみ取りを通じて、業者から使用を継続するには問題があるとの指摘があってもおかしくはないと考えています。

それらのさまざまな問題点や情報を握り潰しながら今日を迎えたことは、過去に在籍した職員も含めて、教育委員会としての責任を果たしてないと言われても反論はできません。

前任の教育長などは、全くやる気がなかったのか、このような大きな問題を議題に上げることもなく、何の手当でもすることなく退任しているが、このような対応しかできていなかったのが過去の教育委員会としての仕事ぶりであることを、現在の教育長はしっかりと理解をした上で、今後どのような手法で宿泊施設の建てかえ、または耐震補強をするのか、いつの時点で浄化槽の取りかえ工事を実施するのか、さらにはどのような手法を用いて学校側が求めるさまざまな課題をクリアしていくつもりなのか、豊根村との協議を早急に図るとともに、国・県の補助金が活用できるように、あらゆる手だてを用いていただきたい。

国の補助金なしではでき得ない事業であると認識していますので、全力で補助金が活用できるよう努力をしていただきたいと、強くお願いを申し上げます。

大人の事情で、子どもたちが豊根村の自然環境の中でしか体験できない貴重な体験を奪うことなく、豊根村での野外教育を継続していただきたいと申し上げるとともに、安易に

豊根村以外の施設で野外教育事業を実施すればいいのではないかなというような発想はやめていただくことを、あわせて声を大にして忠告しておきます。

最後に、民生費に戻り、つくしクラブの事業について討論を申し上げます。

つくしクラブの設立について、23年度に説明を受ける機会をいただいてから、クラブとして財政面で継続的な運営に支障はないか、子どもたちの安全面で支障はないか、会派内部でさまざまな角度から意見を出し合いました。

これらの意見は、市長の求めている新しい公共のあり方についてのモデル事業でもあると判断いたしましたので、市長の考えている新しい公共の施設が、運営上、十分にその結果を出していただくために、会派の中で真摯に意見を出し合ったのであり、つくしクラブの設立を潰してしまう、そのような意見もなければ、運営を妨げるような発言も、誰からも出ていません。

先ほど申し上げたように、親御さんたちが子どもたちを安全に、安心してお任せできる施設であってほしいし、事業運営も長く継続していただくことが好ましいので、予算内容に無理はないか、最初は県から500万円の補助金が出るので、ゆとりがあるように感じられるが、果たして次年度からの運営には支障がないか、常識の範疇において真剣に意見を出し合ったことは事実です。

そして、誰もが、当初の事業計画では資金面でかなり厳しい局面を迎えてしまうのではないかと危惧をしていたことも事実であります。

ことしの夏前に、私たちが危惧していた経済的な理由から、移転をせざるを得ないようになってしまったと聞いて、私どもの会派の議員の皆さんも、心配をしていたことが現実となり、残念な思いでいることは事実であります。私たちが市政会は、間違った指摘はしていないと自負しています。

先般、つくしクラブの責任者から、つくしクラブの運営についてはそっとしておいていただきたい旨の要望書が届いていましたが、今後は、要望書の趣旨に沿って、温かい目で行くつくしクラブの運営を見守っていきたいと思っています。

最後になりますが、25日の午後から実施した豊明市議会議員政治倫理調査特別委員会で、委員会開催直前に、委員長の私が、秘密会にせざるを得ないと判断せざるを得ないような、驚くべき情報がありましたので、審議する議員の立場や、審議される議員の立場や身分、プライバシーを確保する上で、秘密会にせざるを得ないと判断をして、秘密会にすることを宣言しました。

しかし、6名の傍聴者が退席を拒み、5時間にも及び委員会室を占拠するという異常な事態が発生しました。

傍聴者の一部の人間が、警察を呼んで強制排除をするまで退席しないと宣言をしたので、私は仕方がないと判断をして、警察に出動を要望しました。

一時的に8人の警察官が駆けつけるという、豊明市議会始まって以来の羞恥な、まさに前代未聞の騒ぎにまで発展する事態となりました。

一部の傍聴者は、法律を逆手にとって、「強制排除ができるならばやってみろ」と、平然と居座り続ける者もいました。

そのような常識から大きく逸脱した傍聴者の姿に、哀れみさえ感じてしまいました。

最後には、市長や副市長が出向いて退席を説得せざるを得ない事態は、もはや看過できない状態であると言わざるを得ません。

このような異常な事態が二度と起こらないためにも、今般の事件を惹起した6人の市民は、当然ながら警察の捜査対象になるであろうと考えています。

余りにも法律をあざ笑うかのような言動に対しては、厳しい対応が必要であると感じています。

さらには、交通費を不正受給し、1年間うそをつき通した5人の議員といい、今般の会議室占拠事件といい、豊明市議会で起こる出来事は、一般の常識では考えられない異常な出来事が多いように思います。

早く正常な感性を取り戻していただきたいとお願いを申し上げながら、普通会計における討論は終了とさせていただきまして、特別会計に移りますが、討論しながら指摘をしたい内容も多々ありますが、今定例議会では余りにも衝撃的な出来事が発生したため、これ以上気力を維持できず、特別会計における討論は触れずに終わりたいと思います。

以上で、平成24年度豊明市一般会計、特別会計の歳入歳出決算書に賛成の討論とさせていただきます。

以上です。

No.17 ○議長(伊藤 清議員)

続いて、近藤善人議員。

No.18 ○4番(近藤善人議員)

それでは、平成24年度豊明市一般会計、特別会計歳入歳出決算認定において、賛成の立場で討論をします。

堅実な財政運営によって、少しずつ財政状況が好転しているというのは、数値を見ても明確に出ております。

市債は218億円と、昨年より5億7,000万円ほど減少し、ここ4年間を見ますと、毎年6億5,000万円ほど、率にすると2.8%前後減少しています。

基金残高は、昨年より2億4,000万円増加の29億1,600万円となりました。

これは、ここ数年の全庁挙げた行政の体質改善の成果と、評価させていただきます。

しかしながら、今後の財政運営について、なお不透明な要素も多く、財政構造の弾力性を示す経常収支比率も84.4%と、弾力性を失いつつあります。

また、財政に力があるかどうかを示す財政力指数は、3カ年平均で0.89となり、前年度と

比べ 0.04 ポイント下がって、依然として財政力が弱いことを示しています。

負債の全貌や基金の現状を顧みれば、現実に財政状況がよい状況だとは申し上げることはできません。

臨時財政対策債などの特例地方債は、施設建設や道路整備などへの借金ではなく、人件費などの経常経費に使われるものであるため、この借金を償還しなければならない将来の納税者にとっては、形のない単に過ぎ去った過去に対して納税していることとなります。子どもたちにいわれのないツケを回すことにほかなりません。

この臨時財政対策債を初めとする特例地方債への依存を少しずつ減らしていくべきことは、申し上げておきます。

この厳しい財政環境の中で、少ない財源をやり繰りして市民ニーズに応えようとする努力は、決算審査の中において認められ、全体的におおむね了とするものの、さらに改善を求める点について、幾つか申し上げます。

さらなる財政の健全化のため、先ほど申し上げた特例地方債、とりわけ臨時財政対策債への依存を弱めること、同時に、基金への積み立てをふやすことでもあります。

そのため、新しい公共の観点から、事業の取捨選択、事業の必要性やあり方を適宜見直し、市民や事業者との協働化を進め、充実を図るべきであります。

委託事務事業については、決算特別委員会でも申し上げたように、指名競争入札、随意契約の見直しなどをさらに進め、競争力を高めなければなりません。

子育て支援においては、平成 24 年 8 月に子ども・子育て関連 3 法が可決成立し、公布されました。

この関連 3 法に基づき、幼児期の学校教育、保育や地域の子ども・子育て支援を総合的に推進することを目的とした子ども・子育て支援新制度が平成 27 年度にスタートする予定です。

質の高い幼児期の教育、保育を総合的に提供し、幼児教育・保育及び家庭における養育支援の一体的な提供の促進を図り、全ての子育て家庭を対象に、子育て相談や一時預かりの場など、地域のニーズに応じた多様な子育て支援を充実させなければなりません。

放課後子ども教室の全小学校での開校も急がなくてはなりません。

土曜日が休みになり、休日がふえたのに、子どもたちが自然の中で自由に遊ぶ姿は余り見かけません。

ゲームなどのひとり遊びの時間がふえたり、近所に友だちがいなかったり、習い事やクラブなどで、友だち同士で遊ぶ時間も減ってきているようです。

このような子どもたちを取り巻く環境の変化の中で、自分の考えを正しく相手に伝えたり、集団の中でうまく人間関係をつくっていくことが苦手な子どもがふえてきています。

子どもたちが放課後などに、学年の違う友だちと自由に遊んだり、地域の人たちとの交流を通して人づき合いについて学んだり、自然に社会のルールを学んだり、自分の考えを

しっかりと伝える力などを育むことが大切になってきます。

そういう意味で、放課後子ども教室の設置は急がなくてはなりません。全小学校での開校は、児童や保護者も待ち望んでいることと思います。

今後、ますます進む高齢化においての高齢者支援については、当事者の社会参加を促すこと、例えば高齢者が地域の子育て支援に参加するなど、支援を受ける対象から支援に取り組む主体となるような環境整備を図るべきであります。

そうしたことが、医療費の削減にもつながり、一層加速の度を増す少子高齢化社会を見据えた施策の展開になります。

さらに、障がい者支援、発達障がい児・者支援などの分野においても、その拡大を図り、そうした地域環境を育むため、市民の自発的活動と行政との連携を重視するべきであります。

最後に、経済は緩やかに回復しつつも、消費税増税がほぼ決まり、増税により消費の落ち込みによる景気の後退も考えられます。

今後においては、人口増、歳入増も望めない社会情勢にあって、限られた財源の中で事業を推進していくためには、行政の簡素化、経費の節減、さらには補助金、委託事業の見直しなどもしていかなければなりません。

今後、公共施設の老朽化、耐震による改修といった莫大な財政が予想されます。

また、生活保護費を初めとする扶助費や人件費、公債費などの義務的経費に対する対応など、多額な財源を必要とされる課題も含んでおります。

今後においては、国の動向を注視しつつ、多様化する市民の行政ニーズに的確に対応し、これまでの行財政改革による成果を生かす中で、市民の目線に立った施策を展開することにより市全体の活性化を図り、本市の将来像実現のため、改革の流れをとめることなく、限られた財源で最大の効果を上げるさらなる努力を望むものであります。

以上で賛成討論を終わります。

No.19 ○議長(伊藤 清議員)

続いて、近藤恵子議員。

No.20 ○5番(近藤恵子議員)

それでは、認定議案第1号から第9号まで、賛成の立場で討論させていただきます。

まず最初に、歳入のことについて発言させていただきます。

歳入の確保、自主財源を確保することは、各自治体の課題となっています。その1つは、所得をふやしたり、市の商業、産業を発展させて市の力を強くすること、そして確実に徴収すること、そしてそのほかの手だてを講じることにあると思います。

最初のことについては、後で産業振興のところでも少し述べさせていただきますので、まず

ここでは、徴収することについて少しだけ述べさせていただきたいと思います。

不納欠損や収入未済額というものに対してですけれども、滞納が出た最初の1年に回収できるというのが、かなりその効果となるということを聞いています。

今回も、不納欠損とかありますけれども、今後、そういったものの回収にぜひ努力していただきたいと思います。

それから、人件費のことに関して少し発言させていただきます。

市長のマニフェストにもありましたとおり、人件費を削減するということがあり、そのとおりに努力はされたと思っています。

これからは、固定費が今以上にふやせない、扶助費とかがふえていく中で、そんな中であって、財政的なものの中であって、固定費、人件費を減らしていかなければならないというのは、地方自治体の課題であると思っています。

また、国のほうもそういったのを後押しするような政策があり、どんどんこれからはそういった考えで進めなければいけないものだと思います。

しかし今回、豊明で残念に1つ思うのは、それが市長マニフェストの数字だということろで、その本当の今自治体の抱えている問題が、職員全体の中で共通認識に至らなかったということろです。

私は以前、一般質問の中でも言わせていただきましたが、豊明市の財政状況が今、どんな状況か、またほかの市町と比べてどんな状況であるか、ぜひそういった研修を行ってほしいということを申し上げましたけれども、やはりそういった共通認識があって、ではどこまで人を減らさなければいけないのか、そういう社会的なニーズはどこであるのかということろを、ぜひ上だけではなく、一般の職員から一緒に考えていってほしいと思います。

最近、公共施設の更新の問題で、市長や副市長が30%削減しなければいけないというような発言をされているのがありますけれども、こういった公共施設に関しても、今後どういった方向性があるのかということろを、職員の皆さんと共通認識していただく上では大変ありがたい方向性だと思っています。

ぜひ財政状況、そういったものについても、職員との共通認識でやっていただきたい。そうすれば、不満も減りますでしょうし、現場の職員からの改善ももっと出てくるのではないかと、そういったものを生かしたまちになっていってほしいなと思っています。

それから、民生費について、介護保険、国保も含めて少し述べさせていただきます。

市長は今回、介護保険、国保減額ということでマニフェストに上げられ、その予算を執行されました。

実際において、国保は思った以上の減額はなかった。市民全体の所得が減ったということで、なかったということが1つありまして、また介護保険におきましても、当初の予定よりも居宅のサービスがふえ、補正予算でその分がふえたということがあります。

この辺については、大きな数字には上がってきてはいないかと思いますが、今後の民生費、伸びていく民生費の中であっては、よく見ていっていただきたいと思うところ

す。

そして、健康基本計画21が今年度から策定に入りますけれども、予防と、そしてそういったかかる負担との兼ね合いをうまく考え、予防にもある程度のお金をかけて、逆にそれが医療費とか介護保険の削減になるような施策をしていただきたいと思います。

それから、産業振興について少し述べさせていただきます。

予算の24年度の施政方針演説のときにも質問させていただいたんですけれども、やはり産業振興というものが弱いなというのが実感です。

やはり収入を伸ばさなくてはいけない。先ほども言いましたけれども、国は、これから産業振興をしたところに交付税をふやすという指針も出しています。やはりこれはもう人口増が望めない中であって、これからそのまちの力をつけるのは産業振興、そちらのほうに比重を置いていかなきゃいけないという国の施策の1つでもあると思いますので、ぜひ今後ともそういったところには力を入れていっていただきたいと思います。

例えば商工費とか見ると、数字的には横ばいです。この横ばいという数字の中であって、豊明市民がまちが活性化してないという実感を得ているとするならば、この産業振興費だけでいいのか、足りなくはないのか、ひょっとしたら、ほかの使い道をしたらいいのではないか、ずっと例年どおりの使い方ではなくて、そういったところをぜひ考えていただきたいと思います。

このことは、先日の補助金の公開の説明会のときでも、似たような指摘が委員からあったと思います。

やはり産業振興のために観光費をかけたなら、それによってどれだけの人が豊明に来るようになったのか、産業振興費をかけたなら、その産業費によってどれだけ豊明の産業が盛んになったのか、その成果のほうを求めるような施策をぜひしていただきたい、そう思っています。

市長がよく職員に対して、「豊明の魅力は何か」といって聞くことがありますけれども、もうそろそろ聞くだけではなくて魅力をつくり出していかななくてはいけないのではないかな、そんな時期に来ているような気がしています。

それからあと、特別会計のほうに関して言いますと、下水道事業に関して少し、やはり将来的な、これは事業仕分けのときの指摘にもあったと思いますけれども、将来的な見通しを立てた計画、やはりこれはどんどん進めていかななくてはいけないかなと思います。

今後、工事が年間3,000万円ずつかかるという、この間、資料もありましたけれども、そういったものに対して、今後、借金との兼ね合い、それから一般会計から来るお金をどの程度見込むのか、そういったものは一般会計のほうにもかかわってきますので、ぜひその辺は検討していただきたいと思います。

それから、有料駐車場のことに関しては、やはり一言だけつけ加えて、一言だけ申し上げたいと思うんですけれども、有料駐車場、駅前の30分のが伸びないのが、不景気で利用者が減ったとかありますけれども、本当はそんなところに理由があるんじゃないと思って

います。

それは、隣のパルネスの料金体系が変わったんですよ、数年前から。2,000 円以上買い物しないと割引がなかったものが、今、最初の2時間が無料なんです。隣で2時間無料でやっていて、30分無料のある市の駐車場を人が使うわけがないんですよ。

そういったところを、あそこの経営者が豊明市であるというならば、やはり周りの状況をちゃんと考えていただかないと、今年度出た数字が来年度伸びるという見込みは大変少ないと思っています。

ですので、そういった事業をする上に当たって、周りの状況とかもぜひ調べて、今後の対策を立てていっていただきたいなと思っています。

今回、先ほど月岡委員からもありました、決算の様式がおくれているのではないかと。また委員会においても山盛議員からも指摘がありましたけれども、私も、最新のところはほとんど予算書と同じ数字で決算書が出されています。

そういった努力、費用はかかるかもしれませんが、実際、システムを改修してやっていращゃるところがありますので、ぜひ豊明でもやっていただきたいと思うことと、事務事業評価、これを決算の前に出して、こういった主要施策の成果及び予算執行の実績報告書に合わせて出しているまちもあります。

今回は、事業仕分けとかいろいろありましたので大変かと思えますけれども、ぜひ見直しをして、なるべく早く出して、そういった資料をもとに決算審査ができるような方向性を持っていっていただきたいなと思えます。

以上が私の今年度の、24年度の決算に対する考えであります。

以上をもって賛成の討論とさせていただきます。

No.21 ○議長(伊藤 清議員)

続いて、山盛左千江議員。

No.22 ○12番(山盛左千江議員)

それでは、平成24年度一般会計、特別会計全てにおいて賛成の立場で討論させていただきます。

決算額等につきましては、他の会派の議員ももう既に述べられておりますので、ここでは控えたいと思います。

平成24年度は、石川市長就任後の初の予算でありました。

市長マニフェスト関連で11の事業を含む34の新規拡大事業が取り組まれました。

市民の負担軽減、暮らしやすいまちづくり、市民参加と人づくりなど、石川市政が本格稼働を始めた年でありました。

思い起こすと、市長マニフェスト、市民負担の軽減に対し、議会から予算の組替動議や

修正動議が出され、波乱というか、紛糾の中での 24 年度のスタートとなりました。

少し内容に触れますと、市長提案の児童クラブの無料化に対し、議会から、保育園の延長保育料無料化を追加するよう求められました。結果として、両事業の合計 1,780 万円の子育て支援が実現されることとなりました。

また、国保の応益分の 10%軽減については、低所得者の軽減拡大は認められ、2,900 万円余の軽減は実現されたものの、均等割の軽減案は削除され、負担のみを強いられる方々が出てきてしまいました。

事業仕分けにつきましても、仕分けイコール事業廃止との抵抗感や誤解があり、厳しい仕分けで名高い「構想日本」への委託を断念せざるを得ない状況になりました。

こうしたことが、事業仕分けに財源確保との距離をとらせる結果につながったと私は見ております。

それでも、財源をつくる取り組みとして、人件費で 1 億 9,000 万円、入札改革で約 7,000 万円、また収納率の向上など大きな成果も上げてまいりました。

財政運営では、底を尽きかけていた財政調整基金を、2 年をかけて積み増し、平成 24 年度末には 15 億円を超えるまでになり、さらに次年度への繰越金もふやすことができました。

外的要因も手伝ったとはいえ、職員が一丸となりコスト縮減や無駄の排除に努力した結果、節約ムードが徐々にではありますが芽生えてきた成果であろうと、評価しております。

市民の暮らしに目をやれば、長期にわたった不況の爪跡が、今なお深く残り、扶養控除の廃止などによる市民税の負担増が追い打ちをかけた年でもありました。

法人税の増加を見ると、企業は息を吹き返した感はありますが、労働者がその恩恵にあずかれるのはまだまだ先のようにです。

こうしたことから、低所得者や子育て世帯への支援は待ったなしの状況が続いております。

石川市長のマニフェスト実現は、市民の暮らしに光と希望を与えたことと思います。

最後に市債、いわゆる借金について触れたいと思います。

平成 24 年度の決算による借金の総残高は約 218 億円で、昨年より 5 億 7,000 万円削減いたしました。

しかし、削減の減少は鈍化をしております。避難所となる学校等の公共施設耐震化のおくれを取り戻すため、借金をふやさざるを得なかったことが大きな要因と理解しております。

平成 25 年度は、市役所庁舎に 8 億円、体育館に 2 億 4,000 万円をかけて耐震改修も実施していきます。そのうち、借金は 7 億円強が見込まれております。

公共施設の老朽化の更新の問題も難問として残り、基金の取り崩しと借金に頼ることになると考えられます。将来の財政運営の課題となることは避けられません。

とはいえ、これらの目的のある借金については、便益を享受する次世代が負担を分担す

るという理にかなっている部分もあります。

しかし、もう一つの借金、ほかの議員も多数触れましたが、臨時財政対策債、これは言うなれば生活費の不足を埋めるための借金で、その残高は 92 億円に達し、一般会計市債残高の 73%となりました。

交付税で補?されていることにはなりますが、今後、豊明市が不交付団体とならないとも限りません。

民主党時代と打って変わり、安倍政権は、地方の締めつけにかかっています。不交付団体は臨時財政対策債の借り入れもできなくなりました。

もし本市が不交付団体になれば、財源不足を臨財債に頼れないばかりか、92 億円の返済を自主財源で賄わなければならなくなり、財政は一気に硬直化してまいります。

人口減少社会の到来と、公共施設の更新に対応するためにも、今までどおりを打ち破る行財政運営に踏み込まなければなりません。

行政が行うべき業務とは何か、その中でも正規職員、再任用、臨時職員にできることを振り分ける。行政でもできる業務についても、委託の見直し、長期継続契約や民間委託、市民参画など、工夫、改善すべき点は多々あります。

財政状況を職員や市民に十分理解していただければ、思い切った変革も可能であろうと信じています。

財源確保の努力は、景気が好転すれば大きなプラスとなって市民サービスに戻ってくるものです。負の思考ではなく、希望を持って努力していただきたいと願うばかりです。

できないことを探すのは得意と言われるお役所体質、なれ親しんだ前年踏襲に流され、事業廃止に踏み切れない本市の姿が、決算からうかがえた部分もありました。

個々の事業の改善につきましては、決算委員会で指摘いたしましたので、ここでは触れませんが、次年度の予算にしっかり反映していただきたいと思います。

最後に、今回の決算委員会は、予定しておりました2日間が3日に延会されました。

その理由は、議題外の平成 23 年度の予算、そして平成 23 年度の9月議会の議案の報告を書かれた市長だよりに対する謝罪を求める発言に端を発しました。

さらに、先ほど他の議員が触れましたが、24 年度決算の討論の中で、政治倫理委員会の混乱にも触れられました。

いずれも、議題外にわたる部分の発言でありました。

議会の発言、議員の発言は自由闊達であるべきだという、その考えは私も十分承知しており、重要と位置づけられるべきではありますが、議長が、同会派の発言であったので注意を遠慮されたのかもしれませんが、円滑な議事運営も、議会費のコストに当然跳ね返ってまいります。適切な議事運営を望み、今後の豊明市議会の自由な発言、活躍を私も望みながら、討論を終わりたいと思います。

以上です。

No.23 ○議長(伊藤 清議員)

以上で討論を終結し採決に入ります。

初めに、認定議案第1号について採決を行います。

認定議案第1号に係る委員長の報告は認定であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

No.24 ○議長(伊藤 清議員)

賛成多数であります。よって、認定議案第1号は、委員長報告のとおり認定と決しました。

続いて、認定議案第2号について採決を行います。

認定議案第2号に係る委員長の報告は認定であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

No.25 ○議長(伊藤 清議員)

賛成多数であります。よって、認定議案第2号は、委員長報告のとおり認定と決しました。

続いて、認定議案第3号について採決を行います。

認定議案第3号に係る委員長の報告は認定であります。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.26 ○議長(伊藤 清議員)

ご異議なしと認めます。よって、認定議案第3号は、委員長報告のとおり認定と決しました。

続いて、認定議案第4号について採決を行います。

認定議案第4号に係る委員長の報告は認定であります。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.27 ○議長(伊藤 清議員)

ご異議なしと認めます。よって、認定議案第4号は、委員長報告のとおり認定と決しました。

続いて、認定議案第5号について採決を行います。

認定議案第5号に係る委員長の報告は認定であります。
本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

No.28 ○議長(伊藤 清議員)

ご異議なしと認めます。よって、認定議案第5号は、委員長報告のとおり認定と決しました。

続いて、認定議案第6号について採決を行います。
認定議案第6号に係る委員長の報告は認定であります。
本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

No.29 ○議長(伊藤 清議員)

ご異議なしと認めます。よって、認定議案第6号は、委員長報告のとおり認定と決しました。

続いて、認定議案第7号について採決を行います。
認定議案第7号に係る委員長の報告は認定であります。
本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

No.30 ○議長(伊藤 清議員)

ご異議なしと認めます。よって、認定議案第7号は、委員長報告のとおり認定と決しました。

続いて、認定議案第8号について採決を行います。
認定議案第8号に係る委員長の報告は認定であります。
本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
(賛成者起立)

No.31 ○議長(伊藤 清議員)

賛成多数であります。よって、認定議案第8号は、委員長報告のとおり認定と決しました。

続いて、認定議案第9号について採決を行います。
認定議案第9号に係る委員長の報告は認定であります。
本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
(賛成者起立)

No.32 ○議長(伊藤 清議員)

賛成多数であります。よって、認定議案第9号は、委員長報告のとおり認定と決しました。

以上で日程2を終わります。

ここで、昼食のため午後1時30分まで休憩といたします。

午後零時11分休憩

午後1時30分再開

No.33 ○議長(伊藤 清議員)

休憩を解き、休憩前に引き続き会議を進めます。

休憩中に議会運営委員会が開催されておりますので、その結果を委員長より報告を願います。

堀田勝司議会運営委員長。

No.34 ○議会運営委員長(堀田勝司議員)

議長の指名がありましたので、休憩中に開催しました議会運営委員会の審査結果についてご報告を申し上げます。

お手元に配付されておりますとおり、当局より議案第58号の追加提案がありましたので、本日予定されております議事日程の終了後、日程に追加することとし、提案説明及び質疑を行った後、所管の建設消防委員会に付託することといたしました。

以上で議会運営委員会の報告を終わります。

No.35 ○議長(伊藤 清議員)

ご苦労さまでした。

日程3、委員長報告・同質疑・討論・採決に入ります。

議案第45号から議案第57号までの13議案を一括議題といたします。

各常任委員会に付託しておりました議案について、お手元に配付をいたしましたとおり、各委員会から報告書が提出されておりますので、その審査結果についてそれぞれ各委員長より報告を願います。

初めに川上 裕総務委員長、登壇にて報告を願います。

No.36 ○総務委員長(川上 裕議員)

議長よりご指名がありましたので、総務委員会に付託されました案件につきまして、審査

内容と結果についてご報告いたします。

去る9月13日午前10時より、全委員と市長以下関係職員の出席のもと委員会を開催し、議案の審査を行い、全案件を原案のとおり可決すべきものと決しましたので、ご報告いたします。

以下、議案に従って審査経過を申し上げます。

初めに、議案第45号 工事請負契約の締結について(庁舎耐震補強等工事)を議題といたしました。

理事者の説明の後、質疑に入りました。

質疑に対する答弁として、庁舎耐震補強等工事の入札の状況については、事前に調査をした会社、聞きにみえた会社等が数社ありましたが、最終的に2社から応札があったという結果であったと理解しています。

今後、高額な追加工事の変更が出た場合の対応については、今現在では考えていませんが、それはそのときの対応になろうかと思えます。

工事概要の中で、照明や空調というものについては、基本的にはHFタイプ、高効率タイプの蛍光灯だとかLEDを使うというような工夫はされております。

耐震補強による庁舎の寿命については、約40年弱の延命ができるという調査結果が出ておりました等の答弁がありました。

質疑を終結し討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第45号については、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第47号 豊明市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを議題といたしました。

理事者の説明の後、質疑に入りました。

質疑に対する答弁として、不在者投票施設外部立会人について、日額1万700円以内という根拠と、半日の場合はどうなのかという点については、最終的には選挙管理委員会の中で決めていくことになるが、時間額等の設定が必要になると思われまますの答弁がありました。

質疑を終結し討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第47号については、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第48号 豊明市税条例の一部改正についてを議題といたしました。

理事者の説明の後、質疑に入りました。

質疑に対する答弁として、延滞金の附則で26年1月1日以前からの延滞の状態にある場合について、12月末までは14.6%、それ以降は引き上げ後の率を適用していきまますの答弁がありました。

質疑を終結し討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第48号については、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第55号 平成25年度豊明市一般会計補正予算(第3号)のうち本委員会

所管部分についてを議題といたしました。

理事者の説明の後、質疑に入りました。

質疑に対する答弁として、債務負担行為については、土地開発公社が8月12日の理事会で補正予算を組みました。今後、借入れを行うために、今回、債務負担をさせてもらうことということですの答弁がありました。

質疑を終結し討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第55号のうち本委員会所管部分については、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で総務委員会に付託されました案件の審査内容と結果についての報告を終わります。

No.37 ○議長(伊藤 清議員)

ご苦労さまでした。

続いて近藤郁子福祉文教委員長、登壇にて報告を願います。

No.38 ○福祉文教委員長(近藤郁子議員)

議長よりご指名がありましたので、福祉文教委員会に付託されました議案の審査内容と結果についてご報告いたします。

去る9月17日午前10時より、全委員と市長以下関係職員の出席のもと委員会を開催し、全案件を原案のとおり可決すべきものと決しましたので、ご報告いたします。

以下、議案に従って審査経過を申し上げます。

初めに、議案第46号 工事請負契約の締結について(福祉体育館耐震改修工事)を議題といたしました。

理事者の説明の後、質疑に入りました。

質疑に対する主な答弁は、契約金額が下がると起債も相当下がり、国庫及び補助金も、落札率と同じ割合で最終的に支払われる額が決まるという解釈です。

質疑を終結し討論に入りました。

主な討論は、2業者の努力で9,900万円ものコストの削減効果が出た。制限付一般競争入札の制限の部分を工夫していただきたい。賛成する。

討論を終結し採決に入りました。

議案第46号については、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第49号 豊明市国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたしました。

提案説明を省略し、直ちに質疑に入りました。

質疑はなく、討論に入りました。

討論はなく、採決に入りました。

議案第 49 号については、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第 50 号 豊明市後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてを議題といたしました。

提案説明を省略し、直ちに質疑に入りました。

主な答弁は、延滞金は、現状のままで納付がない場合、26 年の1月1日から利率が下がります。影響額は推計できません。

質疑を終結し討論に入りました。

討論はなく、採決に入りました。

議案第 50 号については、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第 51 号 豊明市介護保険条例の一部改正についてを議題といたしました。

提案説明を省略し、直ちに質疑に入りました。

主な答弁は、25 年度の延滞金の対象人数は約 40 人弱で、金額は 130 万 4,100 円です。

質疑を終結し討論に入りました。

討論はなく、採決に入りました。

議案第 51 号については、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第 55 号 平成 25 年度豊明市一般会計補正予算(第3号)のうち本委員会所管部分についてを議題といたしました。

理事者の説明の後、質疑に入り、主な答弁は、福祉体育館アリーナ照明更新工事でLED化は、総合的に判断し、リースではなく買い取りにしました。

節電効果は、最大で 505 万 4,000 円の減額が見込まれます。

起債の償還期間は、10 年を予定しています。

小中学校の教育振興費の理科備品購入費は、指導要綱で必須です。

沓掛小学校の放課後子ども教室営繕工事は、冬休み期間に工事をします。

社会福祉法人の監査など、社会福祉課の事務量、対象人数も相当量ふえており、正規職員が配属されれば、臨時職員はなくなると思います。

教育費の事務補助業務については、施設係の中で総務防災課に移動したのは建築工事等の事務だけで、今後も、正職員の配置がなければ継続的になることもあります。

心身障がい児通所・居宅サービス事業が大幅にふえた理由は、児童発達支援の利用区分で、前年度比約5倍になったことが補正増の原因です。

質疑を終結し討論に入りました。

主な討論は、福祉体育館全体の長寿命化対策は、防災拠点機能として着実に安全な事業の推進を期待する。

アリーナ照明更新工事、LEDについては、環境的な数値にもあらわれており、再生可能エネルギー等導入推進基金事業の採択がなく残念だが、事業は検討、試算をされた点に

ついて評価する。

臨時職員については、正職と臨職の線引きが重要になる。施設系の全体の業務を検討していただきたい。

障害者福祉事務は、臨時職員が必要か協議し、適切な配分の必要がある。

障がい児のデイサービス等の部分は、見通しを立て予算化していただきたい。

心身障がい児通所・居宅サービス事業費は、引き続き利用者、家族の視点に立った事業の推進を期待する。

放課後子ども教室開設の工事費は、目的にかなった実績になるよう指導、進行管理、検証を怠ることのないよう求める等の賛成討論がありました。

討論を終結し採決に入りました。

議案第 55 号のうち本委員会所管部分については、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第 56 号 平成 25 年度豊明市介護保険特別会計補正予算(第1号)についてを議題といたしました。

理事者の説明の後、質疑に入りました。

質疑に対する主な答弁は、地域リーダー養成事業の目的は、高齢者が住みなれた地域で暮らすために、医師を初め各医療福祉従事者がチームとなって患者と家族をサポートするために、地域リーダーを養成するという県の委託事業です。

地域包括支援センター派遣負担金の増額は、当初予定の嘱託職員の退職により、資格を持った正規職員に変わったことで、給与の差額が生じたためです。

質疑を終結し討論に入りました。

主な討論は、地域包括支援センターの派遣の負担金の増については、本来の負担金とはどうあるべきか、今後考えていただきたいとの賛成討論がありました。

討論を終結し採決に入りました。

議案第 56 号については、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第 57 号 平成 25 年度豊明市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)についてを議題といたしました。

提案説明を省略し、直ちに質疑に入りました。

質疑はなく、討論に入りました。

討論はなく、採決に入りました。

議案第 57 号については、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で福祉文教委員会に付託されました案件の審査内容と結果についての報告を終わります。

ご苦労さまでした。

続いて三浦桂司建設消防委員長、登壇にて報告をお願いします。

No.40 ○建設消防委員長(三浦桂司議員)

議長のご指名を受けましたので、建設消防委員会に付託されました案件についての審査内容と結果についてをご報告いたします。

去る9月18日午前10時より、全委員と市長以下関係職員の出席のもと委員会を開催し、付託されました案件を原案のとおり可決すべきものと決しました。

以下、議案に従って審査経過を申し上げます。

初めに、議案第52号 豊明市農村集落家庭排水施設事業受益者分担に関する条例の一部改正についてを議題といたしました。

理事者の説明を省略し、質疑に対する主な答弁として、農村集落家庭排水の分担金の滞納は0であるので影響はないとの回答でした。

質疑を終結し討論に入りました。

討論として、今後、不合理なものがあつたら早急に改めていただきたいということを要望して賛成する。

討論を終結し採決の結果、議案第52号 豊明市農村集落家庭排水施設事業受益者分担に関する条例の一部改正については、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第53号 豊明市公共下水道事業区域外流入受益者分担に関する条例の一部改正についてを議題といたしました。

質疑に対する主な答弁として、滞納者はおみえになりませんとの答弁がありました。

質疑を終結し討論に入りました。

討論としては、都市計画の受益者負担に対する条例変更も検討していただきたいと要望して賛成討論とする。

討論を終結し採決の結果、議案第53号 豊明市公共下水道事業区域外流入受益者分担に関する条例の一部改正については、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第54号 豊明市火災予防条例の一部改正についてを議題といたしました。

理事者の説明の後、質疑に入りました。

質疑に対する主な答弁として、検定対象機械器具の制度の見直しで、除外された器具材が出て号ずれが生じたので、それを整備したものです等の答弁がありました。

質疑を終結し討論に入りました。

討論はなく、採決の結果、議案第54号 豊明市火災予防条例の一部改正については、

全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第 55 号 豊明市一般会計補正予算(第3号)のうち本委員会所管部分についてを議題といたしました。

理事者の説明の後、質疑に入りました。

質疑に対する主な答弁として、既に育児休暇で休んでいる職員のかわりに 10 月 1 日から臨時職員を雇用する。

勤務内容は、1日5時間、月に 17 日間である。

正職員が望ましいが、職員全体を削減している中、正職員の雇用は厳しいので、臨時職員で対応する。

現在の職員のオーバーワークにならないよう、うまくやっていきたい等の答弁がありました。

質疑を終結し討論に入りました。

主な討論として、産業振興課は、農業共済に職員を派遣したり、農業土木係がなくなったり、そういう中、正職員数が減っていて、慢性的に仕事が回らないという状況にある。さらなる職員増員が必要である。

職員の仕事量がふえているのは理解できるが、固定費の削減を考え、来年度の人員配置を考え賛成する等の討論がありました。

討論を終結し採決の結果、議案第 55 号 豊明市一般会計補正予算(第3号)のうち本委員会所管部分については、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で建設消防委員会に付託されました案件の審査内容と結果についてを報告いたします。

No.41 ○議長(伊藤 清議員)

ご苦労さまでした。

以上で委員長報告を終わります。

これより、ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(進行の声あり)

No.42 ○議長(伊藤 清議員)

以上で委員長報告に対する質疑を終結し討論・採決に入ります。

初めに、議案第 45 号については討論の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

初めに、藤江真理子議員。

No.43 ○6番(藤江真理子議員)

議案第 45 号 工事請負契約の締結について、賛成の立場で討論いたします。

市役所庁舎の耐震補強工事についての議案ですが、請負契約金額が8億 430 万円と大変大きな金額になっております。

工事の概要として、天井の改修やガラスの飛散防止の補強といった非構造部材を初め、省エネタイプの照明に切りかえる電気設備工事など、大がかりなものになってきます。

契約の方法についてですが、事後審査型制限付一般競争入札でした。

入札に参加した業者が2社だけというのは、競争性という点で少なかつたと言えますが、東日本の震災復興に業者が集中しているということも耳にしております。

東京でのオリンピック開催も決まり、今後も入札の事情として厳しい情勢になる中、今回、予定価格の9億 500 万円より約1億円も低く落札されたことは、大変よかつたと思います。

これは、石川市長が進めている入札改革で、これまで事前に公表していた予定価格を事後公表に改めたことで、競争性が働いた結果だと考え、評価いたします。

決算審査などでもたびたび出てきましたが、今後、工事が進められていく中で、必要な追加工事が出てきた場合、それが金額的に大きな変更であつた場合には、きちんと市民が納得できるような説明がなされるよう、議会への報告を要望しておきます。

また、工事期間があす、10月から平成 28 年3月 31 日の2年半ということで、長期にわたります。

その間、窓口業務の場所の変更など、来庁者への案内を丁寧に行っていただくこと、また工事車両などの頻繁な出入りも予想されますので、安全の確保を再度お願いし、私の賛成討論を終わります。

No.44 ○議長(伊藤 清議員)

続いて、堀田勝司議員。

No.45 ○18番(堀田勝司議員)

議長の指名をいただきましたので、市政会を代表して、議案第 45 号について賛成の立場で討論をいたします。

この議案は、市役所本庁舎の耐震補強工事の請負契約に関するもので、契約金額が8億 430 万、請負契約者は(株)安藤・間名古屋支店のものです。

契約の方法は、事後審査型制限付一般競争入札で行われたものですが、参加者はたつたの2社しかなかつたとのことであります。

耐震補強工事が終了した後は、耐震指数は 0.3 から 0.9 まで向上して、40 年弱の延命化を図ることができるということでもあります。

以上のことから、市庁舎の安全・安心のために必要な工事と考えるので、賛成といたします。

工事中の安全には十分に注意していただくことをつけ加えておきます。

また、参加業者が2社しかなかったのは、いわゆる世間からの警告と考えて、今後、このような工事のときには一考を要することを要望しておきます。

また1つ、前後駅前広場の耐震補強工事においては、落札者が出なくていわゆる不調になってしまったこと、この件に関しても強く反省を求めて、賛成討論といたします。

No.46 ○議長(伊藤 清議員)

これにて、討論を終結し採決を行います。

議案第 45 号に係る委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.47 ○議長(伊藤 清議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 45 号は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第 46 号についても討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

堀田勝司議員。

No.48 ○18番(堀田勝司議員)

この件も 45 号と同様に、耐震補強工事の契約に関するものであります。

福祉体育館の耐震補強工事ということで、契約金額が2億 4,832 万 5,000 円、工事請負契約者が山旺建設豊明支店のものです。

この件も、事後審査型制限付一般競争入札で行われたものでありますが、ここも参加業者が2社しかなかったということでもあります。

このことについては、十分にやはり反省を求めるものであります。

全体としては、福祉体育館の安全・安心のための必要な耐震工事と認めますので、45 号と同様に、賛成といたします。

ここでもつけ加えておきますが、工事中の安全には十分に注意していただくようお願いをいたします。

再度言いますが、業者が2社しかなかったということは、これはやはりこのようなときの工事に、今後、先ほど言いましたように、前後駅前広場の耐震工事等もあります。一考を要することを要望して、賛成討論といたします。

No.49 ○議長(伊藤 清議員)

これにて、討論を終結し採決を行います。

議案第 46 号に係る委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.50 ○議長(伊藤 清議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 46 号は、委員長報告のとおり可決されました。続いて、議案第 47 号については討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

議案第 47 号に係る委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.51 ○議長(伊藤 清議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 47 号は、委員長報告のとおり可決されました。続いて、議案第 48 号についても討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。議案第 48 号に係る委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.52 ○議長(伊藤 清議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 48 号は、委員長報告のとおり可決されました。続いて、議案第 49 号についても討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。議案第 49 号に係る委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.53 ○議長(伊藤 清議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 49 号は、委員長報告のとおり可決されました。続いて、議案第 50 号についても討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。議案第 50 号に係る委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.54 ○議長(伊藤 清議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 50 号は、委員長報告のとおり可決されました。続いて、議案第 51 号についても討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。議案第 51 号に係る委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.55 ○議長(伊藤 清議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 51 号は、委員長報告のとおり可決されました。続いて、議案第 52 号についても討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。議案第 52 号に係る委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.56 ○議長(伊藤 清議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 52 号は、委員長報告のとおり可決されました。続いて、議案第 53 号については討論の通告がありますので、発言を許可します。早川直彦議員。

No.57 ○11番(早川直彦議員)

議案第 53 号 豊明市公共下水道事業区域外流入受益者分担に関する条例の一部改正について、賛成の立場で討論いたします。

地方税法の改正で、農村集落家庭排水施設事業受益者分担金と公共下水道事業区域外流入受益者分担金の延滞金の利率が見直され、下げられるものであります。

今回、2つの条例の延滞金の利率が変更されますが、なぜ豊明市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の延滞金の利率の見直しをしなかったのか、私は疑問に感じます。

都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の中にも、延滞金のことが書かれています。

利用者の皆さんに延滞金が発生しないよう納めていただきたいのですが、行政は、利用者の皆さんへの公平性を確保することは非常に重要なことです。

3つの条例のうち1つだけ利率が違う状態については、早急に是正すべきと考え、都市計画下水道事業受益者負担に関する条例についても条例改正を進めるように要望いたします。

以上で賛成討論を終わります。

No.58 ○議長(伊藤 清議員)

これにて、討論を終結し採決を行います。

議案第 53 号に係る委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.59 ○議長(伊藤 清議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 53 号は、委員長報告のとおり可決されました。続いて、議案第 54 号については討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

議案第 54 号に係る委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.60 ○議長(伊藤 清議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 54 号は、委員長報告のとおり可決されました。続いて、議案第 55 号については討論の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

初めに、近藤千鶴議員。

No.61 ○3番(近藤千鶴議員)

議長のお許しをいただきましたので、議案第 55 号 平成 25 年度豊明市一般会計補正予算(第3号)について、公明党市議団を代表いたしまして、賛成の立場で討論をいたします。

今回の補正予算は、5,990 万 6,000 円を補正増するものであり、補正額の大きなものとしては、心身障がい児通所・居宅サービス事業費 2,324 万円、福祉体育館アリーナ照明更新工事費 2,693 万 8,000 円であります。

心身障がい児通所・居宅サービス事業費については、平成 24 年度より自立支援法から児童福祉法へと移行され、通所施設の増加や利用頻度の増によって補正をするものであり、国庫、県費補助をそれぞれ確保するものです。

引き続き通所居宅サービスの利用者、またご家族の方々の視線に立った事業の推進を期待いたします。

福祉体育館アリーナ照明更新工事費については、再生可能エネルギー等導入推進基金事業の採択がならなかったことは残念であります。節電と耐久性にすぐれた設備に

更新をして体育館全体の長寿命化対策をされることは、防災拠点機能としても、将来、住民に応えることとなります。着実に安全な事業の推進を期待いたします。

その他の事業としては、沓掛小学校における放課後子ども教室開設のための工事費310万5,000円があります。

この開設で、双峰、栄、豊明に今年度の唐竹と沓掛を合わせて5校の放課後子ども教室が整うこととなります。

これまでの準備や調整を評価するとともに、目的にかなった実績となるよう指導、進行管理、検証も怠ることのないよう求めておきます。

また、今回の補正予算には、制度改正に伴う多くのシステム改修費のほかに、多くの賃金の計上が提案されております。

臨時職員の配置を必要とする各分野は、それぞれの重要な施策を進めていることは承知しており、やむを得ないものと理解いたします。

人的な配置について、今後危惧を抱くような状態にならないよう、人の配置等には注意を払っていただくことを要望しておきます。

最後に、土地開発公社からの大根若王子線の用地買い戻し分となる債務負担行為を含め、住民福祉の向上、安全で安心な住みやすい魅力あるまちづくりを目指した補正予算については、必要なものであるとして賛成討論といたします。

No.62 ○議長(伊藤 清議員)

続いて、前山美恵子議員。

No.63 ○19番(前山美恵子議員)

議案55号 一般会計補正予算について、賛成の討論をいたしますが、一言述べさせていただきます。

この補正予算には、4つの課から臨時職員採用のための予算が計上されました。

4課に限らず、今年度、さらにはさかのぼって昨年、大量に正規職員の職員数が削減をされました。それにプラスして、新たな休職者が生まれたことから、今回の臨職の採用であります。

昨年の職員アンケートでも、職員削減で仕事量がふえた、残業がふえた、休暇がとれないなどを訴えられた職員が80%もあり、その他影響を懸念する声もありましたが、それでも職員をふやさなかったゆがみ、ひずみがここに出てきた感があります。

今、住民生活が大変になり、複雑な問題を抱えて暮らさざるを得ません。そのため、公共の仕事は減るところかふえる一方です。

また、問題も複雑化して市に持ち込まれます。これに対処するためには、経験や熟練が求められるのです。

また、何年間かけて計画的に進めることが求められています。こういうことに対処していくためには、任期の定めのある臨職では、仕事の継続性や、経験による公務は続けられないのではないのでしょうか。

職員削減で財政負担がどれだけ減ったという計算をされているようですが、正規職員の削減で職員の経験や知的熟練という財産が減っていくことも考慮に入れるべきです。

これが公共業務の質を低下させることにつながっていくのであります。

よって、今回、臨職で乗り切りながら、基本的に正規職員を増員することを求めて、討論いたします。

以上です。

No.64 ○議長(伊藤 清議員)

続いて、堀田勝司議員。

No.65 ○18番(堀田勝司議員)

ご指名をいただきましたので、市政会を代表して、議案第 55 号 平成 25 年度豊明市一般会計補正予算(第3号)について、賛成の立場で討論いたします。

重立ったものを上げますと、3款 民生費、2項 児童福祉費での心身障がい児通所・居宅事業での 2,324 万円の増は、利用人員の増加ということですが、市内及び近隣市町で利用可能な施設の増加により、使いやすくなったので利用が増加したとのことでした。福祉施策の充実に寄与していくものと考えます。

10款 教育費、4項 社会教育費での営繕工事費 310 万 5,000 円増は、沓掛子ども教室の空調工事及びシャッター工事ということであります。

ことしの夏の暑さを考えると、遅きに失したと思います。

他の子ども教室、児童館等にも、順次設置してもらいたいと要望しておきます。

同じく 10 款5項 保健体育費での福祉体育館アリーナ照明更新工事費 2,693 万 8,000 円は、照明器具のLED化の費用とのことであります。

このことは、我が会派の毛受議員が、かつてから一般質問等で提案してきたことが実現化されることであり、大いに評価いたします。

また、全般に4件の臨時職員の採用が予算化されていますが、正職員の産休や欠員等で、やむを得ないものと理解をいたします。

このことから考えますと、職員数の削減はぼちぼち限界に来ていると考えます。

市民サービスの低下にならないように要望して、以上で賛成討論を終わります。

No.66 ○議長(伊藤 清議員)

続いて、早川直彦議員。

No.67 ○11番(早川直彦議員)

それでは、議案第 55 号 平成 25 年度豊明市一般会計補正予算(第3号)について、賛成の立場で討論いたします。

議案第 55 号の討論につきましては、補正予算の額の大きいもの、今後の人事に関する部分について討論いたします。

まず、福祉体育館アリーナ照明更新工事についてですが、耐震工事に合わせ、アリーナ照明器具をLEDにかえることで、年間最大で約 500 万円の電気代を節約することができるとの説明がありました。

リースやESCO事業などいろいろな方法で検討をして、最終的には市の財源で実施するほうがコストの削減になると計算されたものです。

市債の償還期限は 10 年であり、照明の使用時間から試算すると、LEDの寿命は約 15 年となり、市債の償還終了後には、電気代の削減とあわせ、さらにコストの削減ができます。

市の施設には、力量の高い照明施設がほかにもあります。特にグラウンドのナイター照明については非常に力量が高いため、ほかの施設についても進めていただきたいことを要望いたします。

次に、臨時職員の配置についてですが、2款 総務費の市民活動推進事務については、病気休暇、3款 民生費の障害者福祉事務については、権限移譲による正規職員の事務量増加、6款 農林水産費の農業総務事務等業務については、産休に入る正規職員の対応のため、10款 教育費の事務局事務補助業務については、学校営繕件数の増加に伴う事務量の負担増を軽減するために臨時職員が配置されるものであります。

担当の係で増加した仕事量や、正規職員が病休や産休で抜けることによる残りの職員で仕事を配分しても吸収することができず、やむを得ず臨時職員を配置することについては、理解できます。

しかし、固定費の削減という観点からも、人員配置や再任用、臨時職員の配置などの状況を十分に分析をして、平成 26 年度の職員配置に反映させていただきたいことを要望いたします。

また、今回の臨時職員の配置によって、配置される係の正規職員の皆さんの仕事量が軽減されます。その分、今、担当している業務に集中することができ、さらによりよい市民サービスを提供することができることを願っております。

以上で私の討論を終わります。

No.68 ○議長(伊藤 清議員)

これにて、討論を終結し採決を行います。

議案第 55 号に係る各委員長の報告は可決であります。

本案は各委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.69 ○議長(伊藤 清議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 55 号は、各委員長報告のとおり可決されました。続いて、議案第 56 号については討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

議案第 56 号に係る委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.70 ○議長(伊藤 清議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 56 号は、委員長報告のとおり可決されました。続いて、議案第 57 号についても討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。議案第 57 号に係る委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.71 ○議長(伊藤 清議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 57 号は、委員長報告のとおり可決されました。以上で日程3を終わります。

日程4、委員長報告・同質疑・討論・採決に入ります。

請願第1号を議題といたします。

総務委員会に付託しておりました請願1件について、お手元に配付をいたしましたとおり、委員会から報告書が提出されておりますので、その審査結果について委員長より報告を願います。

川上 裕総務委員長、登壇にて報告を願います。

No.72 ○総務委員会(川上 裕議員)

議長よりご指名がありましたので、総務委員会に付託されました請願の審査内容と結果についてご報告いたします。

去る平成 25 年9月 13 日午前 10 時より開催されました総務委員会において、付託議案の審査終了後に、全委員と市長以下関係職員の出席のもと、請願を審査いたしましたので、ご報告いたします。

請願第1号 国に対し「現段階での消費税の増税は中止することを求める意見書」の提

出を求める請願を議題といたしました。

本請願については、紹介議員が本会議場において趣旨説明がありましたので、委員会での補足説明は省略し、質疑に入りました。

質疑はなく、討論に入りました。

請願第1号について、不採択、採択、趣旨採択、それぞれの立場から討論がありました。

不採択としての討論は、次世代の人々に負の財産を先送りすることは好ましくない。

増税は世界への約束でもあり、懸念されている経済の腰折れを注意しながら、また低所得者への配慮をしてもらうことで、不採択とします。

採択としての討論は、先日のNHKの世論調査でも、全国民に景気が回復しているという実感が沸いてこないということ。

景気が戻っていないと思うと、現段階では増税は中止すべきであると思うので、採択とします。

趣旨採択としての討論は、国の借金を考えると、子どもの世代へのツケを後回しにしているのも事実であり、増税は避けて通れないと思っている。

本来の目的に使用され、公共事業に流用されないことが明確になること、また請願の冒頭の「現段階での消費税の増税」というところで、「現段階」というのも曖昧なので、趣旨採択とします等の討論の後、採決に入りました。

請願第1号は採択、趣旨採択に賛成少数により、不採択とすべきものと決しました。

以上で総務委員会に付託されました請願の審査内容と結果についての報告を終わります。

No.73 ○議長(伊藤 清議員)

ご苦労さまでした。

以上で委員長報告を終わります。

これより、ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(進行の声あり)

No.74 ○議長(伊藤 清議員)

以上で委員長報告に対する質疑を終結し、討論・採決に入ります。

請願第1号については、討論の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

初めに、前山美恵子議員。

No.75 ○19番(前山美恵子議員)

請願1号 国に対し「現段階での消費税の増税は中止することを求める意見書」の提出を求める請願について、賛成の討論をいたします。

今、どの世論調査でも、多くの国民が消費税増税を予定どおり実施することは反対をしています。

将来の消費税増税が必要と考えている方でも、今は引き上げをすべきではないという意見が少なくありません。

先日も、小売店の方に署名をしてもらいながらお話を聞きました。3%の引き上げで商売に影響が出てくると、大変困っていらっしやいました。

さて、委員会では、増税しないと次世代にツケを回すことになるという討論もありましたが、話はむしろ逆です。増税すれば景気が悪くなり、ほかの税収が消費税分以上に落ち込むこと、これは97年に経験済みです。

しかも、景気対策といって法人税を減税し、大型開発の推進が今回も計画をされています。これで、現在約1,000兆円の借金が、これからも減るところかどんどん膨れ上がっていくことでしょう。

1,000兆円という借金を減らす目的なら、法人税の減税や大型開発を取りやめるべきです。

5%に引き上げられたときに、国の借金は減るところか逆に膨れ上がって、借金は1,000兆円になったということが、歴史的に証明をされております。

以上のことから考えれば、市民にとってよいことはありません。

ですから、市議会から消費税の中止を求める意見書を、ぜひとも国に提出していただくようお願いをいたしまして、賛成の討論といたします。

No.76 ○議長(伊藤 清議員)

続いて、藤江真理子議員。

No.77 ○6番(藤江真理子議員)

請願第1号 国に対し「現段階での消費税の増税は中止することを求める意見書」の提出を求める請願について、趣旨採択の立場で討論いたします。

請願の中身を見ますと、税率を上げれば国民の消費はさらに落ち込み、自治体内の地域経済は大打撃を受け、中小業者の経営を追い込み、廃業がふえるとありますように、国が提示するさまざまな指標のように景気がよくなったかと問われれば、私たちの多くは、その実感は持てていません。

きのうもガソリンスタンドで給油してきましたが、ガソリン代を初め物価も上がっており、これに加えて消費税の増税となれば、日々の出費への負担が重なってくるため、生活に直接響いてくることは明らかです。

一方で、国の借金が1,000兆円を超え、税収に匹敵する国債、借金を毎年新たに発行し

ていることは、子どもや、また、その子ども世代へのツケの回しが続いているのも事実です。

長い目を見て消費税の増税は避けて通れないということは、多くの国民がわかっていることだと思います。

肝心なことは、増税して集めたお金がきちんと社会保障の安定や世代間の公平に向け有効に使われるかです。

安倍首相は、増税による景気の落ち込みを避けるため、3%の増税分のうち2%分に相当する5兆円規模を経済対策で公共工事中心に使うと言い始め、社会保障に全額使うという増税本来の目的が変化してきております。

これでは、復興増税が目的とかけ離れた事業に使われて問題になったのと同様、税金を納める側としては、その二の舞にならないかと疑心暗鬼にもなってしまいます。

ですが、請願の冒頭にある「現段階での増税は中止を」とありますが、それでは、いつになったら増税がゴーなのか、いいのかという判断基準が、この請願の中では曖昧であります。

諸条件が完璧にそろうまで増税しないという選択、つまり、今日までしてきたように増税の先送りは、イコールその分ツケを多く回し続けることにもなってしまいます。

私は、消費税の増税法本来の目的をきちんと守り、税金の用途を明確にすれば、増税には賛成です。

よって、この請願に対しては趣旨採択といたします。

No.78 ○議長(伊藤 清議員)

続いて、近藤恵子議員。

No.79 ○5番(近藤恵子議員)

今回のこの請願に対し、賛成の立場で討論いたします。

「現段階での消費税の増税は中止をすること」、現段階において経済情勢がよくなったかどうかということが1つの判断材料です。

今回の決算のときにもありましたとおり、豊明市の中小企業の納税がまだ20%と、利益の出る段階に至っておりません。そして先ほどもありましたように、世論調査でも、まだ景気のよくなったという実感が出るという数字が少ないというところがあります。

また、今、アメリカの金融政策によって、世界的に経済が不安定になっています。

その影響がいつ日本に出るか、金融緩和をしているこの日本に、いつバブルのような状態が起こるかわからない状況にあっては、今が経済が大丈夫なときとはとても思えないということが1つあります。

そしてそれから、先ほどもありましたが、この消費税の目的というところにあります。税と

社会保障の一体改革ということでこの消費税は進められていますけれども、現実、今後年金が、あすからですか、少し減額されること、また介護保険の負担費が2割になるということが厚生省が指針を出し始めているという、そういう状況の中であって、今回のこの消費税によって、そのお金が社会保障に回るということが少ないということは、もともとの本来の目的を外れているということになりますので、今の段階で経済状況もあり、その税金の使われ方も考えて、今、増税することには反対したいと思い、この中止することの意見書に対し賛成の討論といたします。

No.80 ○議長(伊藤 清議員)

これにて、討論を終結し採決を行います。

請願第1号に係る委員長の報告は不採択であります。

よって、請願第1号についてお諮りいたします。請願第1号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

No.81 ○議長(伊藤 清議員)

賛成少数であります。

次に、請願第1号を趣旨採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

No.82 ○議長(伊藤 清議員)

賛成少数であります。よって、請願第1号は、不採択と決しました。

以上で日程4を終わります。

日程5、意見書案第1号から意見書案第4号までの4件を一括議題といたします。

初めに、意見書案第1号から意見書案第3号までの3件について、提出者より提案理由の説明を求めます。

近藤郁子議員、登壇にて説明を願います。

No.83 ○7番(近藤郁子議員)

議長よりご指名がありましたので、意見書案第1号、第2号及び第3号の3件について提案説明を行います。

それぞれ朗読をもって提案説明にかえさせていただきますので、よろしく願いいたします。

初めに、意見書案第1号を朗読いたします。

意見書案第1号。

定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書。

豊明市議会会議規則第 14 条の規定により別紙のとおり提出します。

平成 25 年 9 月 30 日

豊明市議会議長 伊藤 清 殿

提出者	豊明市議会議員	近藤 郁子
賛成者	豊明市議会議員	一色 美智子
	〃	毛 受 明 宏
	〃	近藤 善 人
	〃	杉 浦 光 男
	〃	山 盛 左千江
	〃	安 井 明

提案理由。

地方自治法第 99 条の規定により議会の議決を求める。

定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書。

未来を担う子どもたちが夢や希望をもち、健やかに成長していくことは、すべての国民の切なる願いである。しかし、学校現場では子どもたちの健全育成にむけて真摯に取り組んでいるものの、いじめや不登校、非行問題行動を含めた、教育課題は依然として克服されていない。また、特別な支援や日本語教育を必要とする子どもも多く、適切な支援を行うための十分な時間が確保できないなどの課題にも直面している。本年度、いじめ問題への対応など、教育課題に対応するための定数改善がされたものの、少人数学級のさらなる推進のための定数改善計画案が見送られたことにより、教職員定数増も見送られることとなった。少人数学級を行うことで、一人ひとりの子どもにきめ細かな対応ができるという多くの声が聞かれるなか、子どもたちにこれまでも増してきめ細かに対応するためには、今後、少人数学級のさらなる拡充を含めた定数改善計画の早期策定・実施が不可欠である。

子どもたちが全国どこに住んでいても、機会均等に一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請であるが、義務教育費国庫負担制度の国庫負担率は、二分の一から三分の一に引き下げられたままであることに加え、本年度、子どもの自然減に準じた措置以上に義務教育費国庫負担金の削減も受け、自治体の財政は圧迫されている。教育の機会均等と水準確保のために、義務教育費国庫負担制度の堅持と共に、国庫負担率を二分の一へ復元することは、国が果たさなければならない大きな責任の一つである。

よって、本市議会は国に対し、平成 26 年度の政府予算編成にあたり、定数改善計画の早期策定・実施と、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率 2 分の 1 への復元にむけて、十分な教育予算を確保されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 25 年9月 30 日

提出先 内閣総理大臣
文部科学大臣
財 務 大 臣
総 務 大 臣 殿

愛知県豊明市議会議長 伊 藤 清

次に、意見書案第2号を朗読いたします。

意見書案第2号。

愛知県の私学助成の増額と拡充に関する意見書。

豊明市議会会議規則第 14 条の規定により別紙のとおり提出します。

平成 25 年9月 30 日

豊明市議会議長 伊 藤 清 殿

提出者	豊明市議会議員	近 藤 郁 子
賛成者	豊明市議会議員	一 色 美智子
	〃	毛 受 明 宏
	〃	近 藤 善 人
	〃	杉 浦 光 男
	〃	山 盛 左千江
	〃	安 井 明

提案理由。

地方自治法第 99 条の規定により議会の議決を求める。

愛知県の私学助成の増額と拡充に関する意見書。

私立学校は、公立学校とともに県民の教育を受ける権利を保障する上で重要な役割を担っており、愛知県においては、学費と教育条件の公私間格差是正と父母負担軽減を目的として、「経常費2分の1助成(愛知方式)」、「授業料助成」など、各種助成措置を講じてきたところである。

しかし、平成 11 年度に経常費助成が総額 15%カットされ、授業料助成も対象家庭が縮小された。その後、県の私学関係予算は、国の私学助成増額を土台に、単価では徐々に増額に転じてきたが、この4年間は国からの財源措置(国基準単価)を下回る状態が続いている。そのために、少子化による生徒減とも重なって、多くの学園の経営は深刻な事態となっている。

また、平成 22 年度から公立高校が無償化され、私学にも就学支援金が実施されたが、県は深刻な財政難を理由に、県独自予算を大幅に縮小し、無償化対象は年収約 350 万円未満の家庭にとどまっており、父母負担の公私格差は大幅に広がっている。

このような事情から父母負担と教育条件の公私格差を是正することは、長年にわたる県政の最重点施策でもあった。確かに、県の税込減など財政難には厳しいものがあるが、そうした時だからこそ、公私立間で均衡のとれた財政措置をとることが求められている。

よって、本市議会は県に対し、国からの支援金を加算し、父母負担軽減に大きな役割を果たしている授業料助成を拡充するとともに、経常費助成についても、国から財源措置のある「国基準単価」を土台に、学費と教育条件の「公私格差」を着実に是正できる施策を実施することを要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 25 年 9 月 30 日

提出先 愛知県知事 殿

愛知県豊明市議会議長 伊藤 清

続いて、意見書案第 3 号を朗読いたします。

意見書案第 3 号。

国の私学助成の増額と拡充に関する意見書。

豊明市議会会議規則第 14 条の規定により別紙のとおり提出します。

平成 25 年 9 月 30 日

豊明市議会議長 伊藤 清 殿

提出者	豊明市議会議員	近藤 郁子
賛成者	豊明市議会議員	一色 美智子
	〃	毛 受 明 宏
	〃	近藤 善 人
	〃	杉 浦 光 男
	〃	山 盛 左 千 江
	〃	安 井 明

提案理由。

地方自治法第 99 条の規定により議会の議決を求める。

国の私学助成の増額と拡充に関する意見書。

私立学校は、国公立学校とともに国民の教育を受ける権利を保障する上で重要な役割を担っており、国においても、学費の公私間格差是正を目的とした私立学校振興助成法を昭和 50 年に制定し、文部省による国庫助成たる各種助成措置を講じてきたところである。

しかし、地方自治体では、財政難を理由とした私学助成削減の動きが急速に広がっており、また、昨今の不況も重なって、「経済的理由」で退学したり、授業料を滞納する生徒が急増している。さらに、過重な学費負担のため、私学を選びたくても選ぶことのできない層がますます広がり、学費の公私格差が学校選択の障害となり、「教育の機会均等」を著しく損なっている。

また、平成 22 年度から「高校無償化」の方針の下、国公立高校のみが無償化されたとともに、私学へも一定の就学支援金が支給されたものの、今なお私学の生徒と保護者は高い学費、公私間格差を強いられている。私立高校は生徒の募集難に苦しみ、私学教育本来の良さを損ないかねない状況に置かれ、このままでは公立とともに「公教育」の一翼を必死に担ってきた私学の存在そのものが危うくなるおそれもある。

よって、本市議会は国に対し、国の責務と私学の重要性に鑑み、父母負担の公私格差を是正するための就学支援金を一層拡充するとともに、併せて、私立学校振興助成法に基づく国庫補助制度を堅持し、私立高校以下の国庫補助金とそれに伴う地方交付税交付金を充実し、私立高等学校以下の経常費補助の一層の拡充を図られるよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 25 年 9 月 30 日

提出先 内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
文部科学大臣 殿

愛知県豊明市議会議長 伊藤 清

以上 3 件の意見書案につきまして議員全員の賛同をお願いいたしまして、説明を終わります。

No.84 ○議長(伊藤 清議員)

ご苦労さまでした。

続いて、意見書案第 4 号について提出者より提案理由の説明を求めます。

堀田勝司議員、登壇にて説明をお願いします。

No.85 ○18番(堀田勝司議員)

議長より指名がありましたので、意見書案第 4 号について提案説明を行います。

朗読をもって提案説明にかえさせていただきますので、よろしく願いいたします。

「地方税財源の充実確保」を求める意見書。

地方財政は、社会保障関係費などの財政需要の増加や地方税収の低迷等により、厳しい状況が続いている。

こうした中、基礎自治体である市が、住民サービスやまちづくりを安定的に行うためには、地方税財源の充実確保が不可欠である。

よって、本市議会は、国に対し、下記事項を実現されるよう強く求める。

記

1. 地方交付税の増額による一般財源総額の確保について

(1) 地方単独事業を含めた社会保障関係費の増など地方の財政需要を、地方財政計画に的確に反映することにより、一般財源総額を確保すること。

(2) 特に地方の固有財源である地方交付税については、本来の役割である財源保障機能・財源調整機能が適切に発揮されるよう増額すること。

(3) 財源不足額については、臨時財政対策債の発行等によることなく、地方交付税の法定率の引上げにより対応すること。

(4) 依然として厳しい地域経済を活性化させる必要があることから、地方財政計画における歳出特別枠を維持すること。

(5) 地方公務員給与の引下げを前提として、平成 25 年度の地方交付税が削減されたが、地方の固有財源である地方交付税を国の政策誘導手段として用いることは、避けること。

2. 地方税源の充実確保等について

(1) 地方が担う事務と責務に見合う税財源配分を基本とし、当面、国と地方の税源配分を「5:5」にすること。

その際、地方消費税の充実など、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築すること。

(2) 個人住民税は、その充実確保を図るとともに、「地域社会の会費」という基本的な性格を踏まえ、政策的な税額控除を導入しないこと。

(3) 固定資産税は、市町村の基幹税目であることから、その安定的確保を図ること。

特に、償却資産の根幹をなしている「機械及び装置」に対する課税等については、現行制度を堅持すること。

(4) 法人住民税は、均等割の税率を引き上げること。

(5) 自動車重量税及び自動車取得税は、代替財源を示さない限り、市町村への財源配分の仕組みを含め現行制度を堅持すること。

(6) ゴルフ場利用税は、ゴルフ場所在の市町村にとって貴重な税源となっていることから、現行制度を堅持すること。

(7) 地球温暖化対策において地方自治体が果している役割を踏まえ、地球温暖化対策譲与税を新たに創設するなど、地方税財源を確保する仕組みを構築すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 25 年 9 月 30 日

提出先 内閣総理大臣
財務大臣
総務大臣
内閣官房長官

内閣府特命担当大臣(経済財政政策) 殿

愛知県豊明市議会議長 伊藤 清

なお、この意見書案は、平成25年5月22日に開催されました全国市議会議長会の定期総会において、全会一致で決議されたものであることを申し添えておきます。

以上、この意見書につきまして議員全員の賛同をお願いして、説明を終わります。

No.86 ○議長(伊藤 清議員)

ご苦労さまでした。

以上で提案理由の説明を終わります。

ただいま議題となっております案件は、いずれも意見書案でありますので、質疑及び委員会付託を省略し、直ちに討論・採決に入ります。

初めに、意見書案第1号について討論のある方は挙手を願います。

(進行の声あり)

No.87 ○議長(伊藤 清議員)

これにて、討論を終結し採決を行います。

意見書案第1号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.88 ○議長(伊藤 清議員)

ご異議なしと認めます。よって、意見書案第1号は、原案のとおり可決されました。

続いて、意見書案第2号について討論のある方は挙手を願います。

(進行の声あり)

No.89 ○議長(伊藤 清議員)

これにて、討論を終結し採決を行います。

意見書案第2号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.90 ○議長(伊藤 清議員)

ご異議なしと認めます。よって、意見書案第2号は、原案のとおり可決されました。

続いて、意見書案第3号について討論のある方は挙手を願います。

(進行の声あり)

No.91 ○議長(伊藤 清議員)

これにて、討論を終結し採決を行います。

意見書案第3号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.92 ○議長(伊藤 清議員)

ご異議なしと認めます。よって、意見書案第3号は、原案のとおり可決されました。

続いて、意見書案第4号について討論のある方は挙手を願います。

早川直彦議員。

No.93 ○11番(早川直彦議員)

意見書案第4号「地方税財源の充実確保」を求める意見書について、賛成の立場で討論いたします。

市政改革の会も、地方交付税の総額確保を求める意見書を今定例月議会に提出する準備をしておりましたが、全国市議会議長会からの依頼を受けた意見書が出ることとなり、内容も私たちの会派が要望していたものと同様のものでありますので、今回は提出いたしませんでした。

地方の財源を確保するためには、地方交付税は非常に重要なものであります。この地方交付税が削減されれば、どの自治体も医療、介護、子育てなどの社会保障サービスを初め、今後大きな予算が必要とされる公共施設の改修工事など、大きな影響を受けることが明確です。

ぜひとも国に対し、地方交付税の充実確保に努めていただきたいことを強く要望いたします。

「地方財源の充実確保」を求める意見書の中には、豊明市には直接関係しないゴルフ場利用税、地球温暖化対策に対するものが書かれていますが、その部分は外してもよかったのではないかと考えています。

しかし、大きな考え方は同じなので、賛成といたします。

以上で終わります。

No.94 ○議長(伊藤 清議員)

ほかにございませんか。

前山美恵子議員。

No.95 ○19番(前山美恵子議員)

意見書案第4号については容認できませんので、反対討論といたします。

これは、市議会議長会からの要請により意見書を提出するものでありますが、これは、6月に閣議決定をされました経済財政運営と改革の方針、いわゆる骨太の方針で、安倍首相が地方財政計画の歳出特別枠、1兆4,950億円ですが、これを削減していく方針を出しました。

そういうことから、財源確保のうねりを大きくしたいという思いで出されるということですが、この内容の中の一部に容認できない部分がありますので、反対とするわけであり

ます。

その部分について3点申し上げます。

2の地方税源の充実確保等についての(1)、ここの「地方消費税の充実など」とありますが、これは消費税増税を示唆している内容であるということ。

それから、(2)の最後の部分、「政策的な税額控除を導入しないこと」、これは、生活費の住民税非課税を否定することにつながってまいります。

それから、(4)「法人住民税は、均等割の税率を引き上げること」、これについては、中小企業や赤字企業、ここにも税負担を課すことになる。

以上のように、貧困層、それから弱者、低所得者に負担が、これがふえてくるという内容が含まれていることから、この意見書案については容認できないので、反対といたします。

No.96 ○議長(伊藤 清議員)

ほかにございませんか。

これにて、討論を終結し採決を行います。

意見書案第4号は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

No.97 ○議長(伊藤 清議員)

賛成多数であります。よって、意見書案第4号は、原案のとおり可決されました。

以上で日程5を終わります。

ここで、10分間休憩といたします。

午後2時46分休憩

午後2時56分再開

No.98 ○議長(伊藤 清議員)

休憩を解き、休憩前に引き続き会議を進めます。

お諮りいたします。お手元に配付いたしましたとおり、議案第58号が提出されております

ので、直ちに日程に追加し議題といたしたいが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.99 ○議長(伊藤 清議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 58 号を直ちに日程に追加し議題といたします。
理事者より提案理由の説明を求めます。

伏屋行政経営部長。

No.100 ○行政経営部長(伏屋一幸君)

それでは、議案第 58 号 平成 25 年度豊明市一般会計補正予算書(第4号)についてご説明を申し上げます。

初めに、本日追加上程させていただきました議案の提案理由について申し上げます。

今回の補正予算は、全て街路事業の桜ヶ丘沓掛線事業に関する提案でございます。

桜ヶ丘沓掛線の内山地区につきましては、国庫補助事業で進めております。

このたびの補正では、用地交渉の結果により、当初予定しておりました額に物件移転補償費の減額と、用地購入費及び改良工事費を増額して、国庫補助事業の補助対象経費を確保する必要が生じました。

また、工事の施工には一定の工期が必要でありますので、本日、追加上程をさせていただいたものでございます。

それでは、内容の説明をいたしますので、議案書の1ページをごらんください。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,269 万 6,000 円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ 179 億 4,703 万 5,000 円とするものでございます。

歳出からご説明申し上げますので、6ページ、7ページをお開きください。

8款3目 街路事業の桜ヶ丘沓掛線事業でございます。

説明欄、桜ヶ丘沓掛線改良工事費の 5,192 万円の増額は、国庫補助対象事業費の増額及び予算執行に対応するためでございます。

その下、用地購入費 441 万 2,000 円の増額は、用地交渉結果からの見込みによるものでございます。

次に、物件移転補償費 3,363 万 6,000 円の減額も、同様に、用地交渉結果からの見込みによるものでございます。

次に、歳入をご説明いたしますので、4ページ、5ページをお開きください。

13 款 国庫支出金、4項2目の土木費国庫交付金、道路橋梁費交付金です。

説明欄の社会資本整備総合交付金 550 万円の増は、国庫補助対象事業費の増額によるものです。

次に、18 款 繰越金、1目 繰越金の説明欄、前年度繰越金 1,719 万 6,000 円の増は、

先ほどご説明申し上げました桜ヶ丘沓掛線の事業費から歳入補正の国庫支出金を差し引いた残りの額である 1,719 万 6,000 円を予算化するものでございます。

以上で説明を終わります。

No.101 ○議長(伊藤 清議員)

提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

山盛左千江議員。

No.102 ○12番(山盛左千江議員)

今回の桜ヶ丘沓掛線の改良工事 5,192 万円の増、さらに物件移転補償費 3,300 万円余の減額が大きな数字として出ております。

こういった状況の変化によりまして、工期全体の計画にプラス、あるいはマイナス、どのような影響があるのか、ないのか、ご説明をお願いいたします。

No.103 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。

横山経済建設部長。

No.104 ○経済建設部長(横山孝三君)

今回の補正につきましては、全体の影響では、ほとんど影響はございません。

ただし、用地交渉でございますので、その見込みがうんとずれ込むようなことがございまして、全体の工期には影響してくるという可能性がございます。

終わります。

No.105 ○議長(伊藤 清議員)

ほかにございませんか。

平野龍司議員。

No.106 ○13番(平野龍司議員)

この工事につきましては、以前からたびたび一般質問等で要望していた工事でありまして、地元の説明会にもありまして、オープンカットから、一部トンネル方式に切りかえて工事が進められるという話を聞いております。

今回の補正によりまして、工事改良費が 5,192 万円ですか、これにつきまして、一部トン

ネル方式になったということで、この工事費、どの部分から工事に入っていくのか、またその際、かなりの残土が出るというふうに思います。この処理について少しご説明をお願いいたします。

No.107 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。

横山経済建設部長。

No.108 ○経済建設部長(横山孝三君)

工事の順番といたしましては、まず三ツ池側から車を入れまして、そこを掘削から始めます。

かなりの丘陵地でございますので、土砂がたくさん出ます。

その出た土砂の処分につきましては、まず名古屋岡崎線の改良工事のほうに使わせていただくという予定をしております。

残りの部分は、近隣の処分地、あるいは少し遠いんですけれども、長久手市のほうにもお願いすることになろうかと思っております。

以上です。

No.109 ○議長(伊藤 清議員)

ほかにございませんか。

平野龍司議員。

No.110 ○13番(平野龍司議員)

それと、用地購入費ですが、今回、441万2,000円ですか、これが補正で上がっております。

今までは、かなり用地購入が進んでいなかった。約半分ほど残っていたということですが、今回の補正によりまして、用地全体で何パーセントほど購入が可能になったのか、ちょっとお聞かせください。

No.111 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。

横山経済建設部長。

No.112 ○経済建設部長(横山孝三君)

今回の補正で、まず全体的なことを申し上げますと、全体で7,310平米用地買収が必要

であります。そのうち公社で既にお買収しておりますのが3,736平米、約51%ということで、これは24年度までに買収済みだということでございます。

残り3,574平米ございますが、これを24年度から26年度で買収するという予定でございます。

昨年、1,274平米買いまして、ことしは、25年度は2,197平米買収する予定でございます。

トータルといたしまして、平成25年度末では98%買収できるという予定をしております。
以上でございます。

No.113 ○議長(伊藤 清議員)

ほかにございませんか。

山盛左千江議員。

No.114 ○12番(山盛左千江議員)

今回の工事の中で、先ほど質疑にもありましたけれども、オープン方式から一部トンネル方式という、大きな工事の内容の変更がありました。その件について地元の話し合い、合意については、どういう状況の末、この補正に至ったのか、経緯についての説明をお願いいたします。

No.115 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。

横山経済建設部長。

No.116 ○経済建設部長(横山孝三君)

昨年来、地元説明会とかタウンミーティングをやってまいりました。それで、ことしの1月でしたか、最終的に一部ボックス化することに決まりまして、現在、その設計に基づきまして、今年度から工事に着手するという予定にしております。

以上です。

No.117 ○議長(伊藤 清議員)

ほかにございませんか。

(進行の声あり)

No.118 ○議長(伊藤 清議員)

以上で議案第58号の質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第 58 号は、豊明市議会会議規則第 37 条の規定により、所管の建設消防委員会に付託いたします。

この際、お諮りいたします。ただいま付託いたしました議案 1 件については、豊明市議会会議規則第 44 条第 1 項の規定により、本日、9 月 30 日までを審査期限といたしたいが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.119 ○議長(伊藤 清議員)

ご異議なしと認めます。よって、ただいま付託いたしました議案 1 件については、本日、9 月 30 日までを審査期限といたします。

さらにお諮りをいたします。議事の都合により、本日の会議時間を延長いたしたいが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.120 ○議長(伊藤 清議員)

ご異議なしと認めます。よって、本日の会議時間を延長することに決しました。

ここで、建設消防委員会開催のため暫時休憩といたします。

午後3時7分休憩

午後4時再開

No.121 ○議長(伊藤 清議員)

休憩を解き、休憩前に引き続き会議を進めます。

休憩中に建設消防委員会が開催され、委員会に付託しておりました議案について、お手元に配付をいたしましたとおり委員会から報告書が提出されておりますので、その審査結果について委員長より報告を願います。

三浦桂司建設消防委員長、登壇にて報告を願います。

No.122 ○建設消防委員長(三浦桂司議員)

議長よりご指名がありましたので、建設消防委員会に付託されました議案の審査内容と結果についてをご報告いたします。

本日、9 月 30 日午後 3 時 14 分より、全委員と市長以下関係職員の出席のもと委員会を開催いたしました。

その結果、当委員会に付託されました議案第 58 号 平成 25 年度豊明市一般会計補正予算(第 4 号)は、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、2名の委員より質疑と討論がありました。審査経過につきましては、事務局において会議録が間に合っておりませんので、ここでの発言は、私の記憶による内容になりかねませんので、報告を差し控えさせていただきます。

以上で建設消防委員会の報告を終わります。

No.123 ○議長(伊藤 清議員)

ご苦労さまでした。

以上で委員長報告を終わります。

これより、ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(進行の声あり)

No.124 ○議長(伊藤 清議員)

以上で、委員長報告に対する質疑を終結し討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

早川直彦議員。

No.125 ○11番(早川直彦議員)

議案第 58 号 平成 25 年度豊明市一般会計補正予算書(第4号)について、賛成の立場で討論いたします。

桜ヶ丘沓掛線の大脇地区の工事が完了すれば、大府市方面とか名四国道の利便性が大きく向上いたします。

早期に開通するために、現在、準備が進められております。

今回、用地買収の一部が見込めなくなり、用地買収できない費用と国庫補助金の増額分を合わせ、土を搬出する工事費用に充てることとなりました。

用地交渉については、古くからその土地に住まれている方々にとって、そこで暮らしてきた思いが詰まった大切な土地であります。これからも十分に地権者の方とお話しされて、土地買収の交渉に当たっていただきたいと思っております。

また、工事が始まれば、土を運び出すに当たりほこりの問題、雨が降れば泥土や汚水の問題、また工事の安全対策など十分にいただき、また地元の皆さんに工事の進捗状況など十分発信していただきたいことを要望し、賛成といたします。

No.126 ○議長(伊藤 清議員)

ほかにございませんか。

これにて討論を終結し採決を行います。

議案第 58 号に係る委員長の報告は可決であります。
本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

No.127 ○議長(伊藤 清議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 58 号は、委員長報告のとおり可決されました。
ここで、議事の都合により暫時休憩といたします。

午後4時4分休憩

午後5時17分再開

No.128 ○議長(伊藤 清議員)

休憩を解き、休憩前に引き続き会議を進めます。
お手元に配付したとおり、懲罰動議が提出され、その取り扱いについて休憩中に議会運営委員会が開催されておりますので、その結果を委員長より報告願います。
堀田勝司議会運営委員長。

No.129 ○議会運営委員長(堀田勝司議員)

議長より指名がありましたので、休憩中に開催いたしました議会運営委員会の審査結果についてご報告を申し上げます。
お手元に配付されておりますとおり、動議第2号 近藤恵子議員に対する懲罰動議の提出がありましたので、本日の議事日程に追加することとし、提案説明及び質疑を行った後、懲罰特別委員会を設置し付託することといたしました。
以上で議会運営委員会の報告を終わります。

No.130 ○議長(伊藤 清議員)

ご苦労さまでした。
ここでお諮りいたします。近藤恵子議員に対する懲罰の動議を直ちに日程に追加し議題といたしたいが、これにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

No.131 ○議長(伊藤 清議員)

ご異議なしと認めます。よって、近藤恵子議員に対する懲罰の動議を日程に直ちに追加し議題といたします。
5番 近藤恵子議員は、地方自治法第 117 条の規定により除斥の対象となりますので、

退席を命じます。

(近藤恵子議員退室)

No.132 ○議長(伊藤 清議員)

この際、提出者を代表して、18番 堀田勝司議員より登壇にて提案理由の説明を願います。

No.133 ○18番(堀田勝司議員)

議長の指名をいただきましたので、提案理由の説明をさせていただきます。

去る26日の本会議場での発言において、「都計審のときの、そのときの担当職員というのは恐らく、この後、監査委員の事務局になられ、そして、この監査において守秘義務違反、また事実でないことを新聞記者に申し上げた職員ではないかと思っております」という発言をされております。

この発言は、事実を反し、担当職員、後の監査事務局職員が、あたかも犯罪者のごとくの言い方をしております。

これは、地方自治法第132条に反していると思ひ、懲罰の対象になると考え、動議を提出することにいたしました。

以上で説明を終わります。

No.134 ○議長(伊藤 清議員)

ご苦労さまでした。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

山盛左千江議員。

No.135 ○12番(山盛左千江議員)

ただいま提案者から、近藤恵子議員が9月26日に討論の中で発言されたことに触れられました。この発言については、本人がその直後の本会議において、会議録の精査を議長にお願いされ、議長はその旨、受けとめられていたと思ひますが、その発言なのでしょうか、お聞きいたします。

それからもう一つ、今、読み上げられた近藤恵子議員の発言でありますけれども、これは何に基づいたものなのでしょうか。

提案者個人の聞き取りというか、その場のメモによるものなのでしょうか、その発言の信憑性についても確認したいと思ひますので、お願いいたします。

No.136 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。

堀田勝司議員。

No.137 ○18番(堀田勝司議員)

近藤恵子議員が精査をと言われた部分は、私どもではどの部分かわかりません。

事実に基づいて私どもが、発言のもとに懲罰を提案するものであります。

以上です。

No.138 ○議長(伊藤 清議員)

ほかにございませんか。

山盛左千江議員。

No.139 ○12番(山盛左千江議員)

近藤恵子議員が、不適切な発言があったので、議長に精査をお願いされたのは覚えていらっしゃいますか。

それから、先ほどの議会運営委員会の中で、私が「この懲罰動議の内容、どの発言について懲罰動議を出されるんですか、説明してください」と言うときに、説明をなさいませんでした。そのときに「みんなわかるとるだろう」と、そういうことを言われました。「わかっているだろう」ということは、すなわち、近藤恵子議員が不適切ではないかと思って議長に精査を求められた、そういうことを皆さん記憶の中にあるので、そのことだろうという、そういう意味で言われたとしか理解できませんが、もう一度、しっかりそのことを答弁いただきたいと思えます。

「近藤恵子議員がどの部分で精査してくれと言ったのかわからないんだから、これはこれでいいんだ」というふうに言われますが、その点について非常に理解しがたいので、説明をいただきたい。

それから、今、事実に基づいて懲罰動議を出したと言われますが、その事実はどのように確認されたのですかというふうにお尋ねいたしましたので、その今、都計審の何とかかんとかって、私はとても早くメモしきれませんが、その発言、今提案された説明の内容は、どのようにして事実確認をされましたか。お願いいたします。

No.140 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。

堀田勝司議員。

No.141 ○18番(堀田勝司議員)

先ほども言いましたように、近藤恵子議員が議長に対して精査をしてくださいというのは、私どもにはわかりませんので、その部分は、先ほども言ったように同じ答えであります。

それから、どの部分がということではありますが、内容としては、「都市計画審議会の職員が、担当職員というのは恐らく、この後、監査委員の事務局になる、そして、この監査において守秘義務違反、または事実でないことを新聞記者に申し上げた職員ではないかということをおもっております」という発言であります。

No.142 ○議長(伊藤 清議員)

ほかにございませんか。

早川直彦議員。

No.143 ○11番(早川直彦議員)

今、発言されましたその発言ですね、それは、提出者の方のメモなのか、どのようにそれを調べたのか、その辺を教えてください。

No.144 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。

堀田勝司議員。

No.145 ○18番(堀田勝司議員)

私どもが、そのように発言されたということを確認したものでございます。

No.146 ○議長(伊藤 清議員)

ほかにございませんか。

早川直彦議員。

No.147 ○11番(早川直彦議員)

確認をされましたが、何をもとに確認をしたのか、その辺詳しく教えてください。

No.148 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。

堀田勝司議員。

No.149 ○18番(堀田勝司議員)

事実、そういう発言をしておみえになりますので、そのことに関して取り上げた次第であります。

No.150 ○議長(伊藤 清議員)

ほかにございませんか。

(進行の声あり)

No.151 ○議長(伊藤 清議員)

これにて、質疑を終わります。

お諮りいたします。近藤恵子議員から本件について一身上の弁明をしたい旨の申し出がありますので、この際、これを許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.152 ○議長(伊藤 清議員)

ご異議なしと認めます。よって、近藤恵子議員から本件について一身上の弁明を許可することに決しました。

近藤恵子議員の入室を許可します。

(近藤恵子議員入室)

No.153 ○議長(伊藤 清議員)

ただいま近藤恵子議員の一身上の弁明が許可されました。

近藤恵子議員、登壇にて弁明を許可いたします。

No.154 ○5番(近藤恵子議員)

議長に弁明の機会をいただきましたので、ここで発言をさせていただきます。

9月26日の私の発言において、一部不適切な部分がありました。

このことについては、議長に精査の上、お取り計らいをお願いいたしました。議長が、この申し出を受けとめてくださったと信じておりました。

今、この場において懲罰動議が出されたことは、とても遺憾に思っています。

No.155 ○議長(伊藤 清議員)

近藤恵子議員の弁明は終わりました。

近藤恵子議員の退室を命じます。

(近藤恵子議員退室)

No.156 ○議長(伊藤 清議員)

この際、お諮りいたします。懲罰の議決については、豊明市議会会議規則第161条の規定により、委員会付託を省略できないことになっております。よって、本件については、定数8名をもって構成する懲罰特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することとしたが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.157 ○議長(伊藤 清議員)

ご異議なしと認めます。よって、本件については、定数8名をもって構成する懲罰特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

ここで、お諮りいたします。ただいま設置されました懲罰特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条の規定により、お手元に配付をしております懲罰特別委員会の委員の選任表のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.158 ○議長(伊藤 清議員)

ご異議なしと認めます。よって、懲罰特別委員会の委員の選任表のとおり決しました。ただいまより懲罰特別委員会を開催するため、暫時休憩といたします。

午後5時28分休憩

午後9時36分再開

No.159 ○議長(伊藤 清議員)

休憩を解き、休憩前に引き続き会議を進めます。

休憩中に懲罰特別委員会が開催され、委員長に月岡修一議員、副委員長に近藤千鶴議員が選出をされました。

あわせまして審査が開催されておりますので、その結果を委員長より登壇にて報告願います。

月岡修一懲罰特別委員長。

No.160 ○懲罰特別委員長(月岡修一議員)

議長よりご指名がありましたので、懲罰特別委員会の審査結果についてご報告を申し上げます。

本日、近藤恵子議員に対する懲罰動議について付託を受け、懲罰特別委員会を開催

し、慎重なる審査を行いました。

初めに、懲罰特別委員会の委員長には、私、月岡修一が、また副委員長には、近藤千鶴議員が互選されました。

次に、会議録等資料をもとに、懲罰動議の精査を行いました。

続いて、近藤恵子議員に対する懲罰動議について、提出議員である堀田勝司議員から説明を受け、質疑を行った後、近藤恵子議員から弁明の申し出があり、これを許可し、その後、質疑を行いました。

討論としては、本件に賛成の立場から、堀田勝司議員より、懲罰事犯に該当するので、陳謝文を付して陳謝を求めるとの討論がありました。

本件に反対の立場から、山盛左千江議員より、懲罰事犯に該当しないとの討論がありました。

採決の結果、近藤恵子議員に対する懲罰動議については、賛成多数により、近藤恵子議員に対し陳謝の懲罰を科すべきと決しました。

また、陳謝文についても協議をし、採決の結果、謝罪文については、賛成多数により、委員会起草による陳謝文のとおりと決しました。

以上で委員会の報告を終わります。

No.161 ○議長(伊藤 清議員)

ご苦労さまでした。

以上で委員長報告を終わります。

これより、ただいまの委員長の報告に対する質疑に入りますが、近藤恵子議員にあっては、地方自治法第 117 条の規定により除斥の対象となりますので、退室を命じます。

(近藤恵子議員退室)

No.162 ○議長(伊藤 清議員)

質疑のある方は挙手を願います。

(進行の声あり)

No.163 ○議長(伊藤 清議員)

以上で委員長報告に対する質疑を終結し討論・採決に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

早川直彦議員。

No.164 ○11番(早川直彦議員)

近藤恵子議員に対する陳謝の懲罰を科すべきについて、反対の立場で討論いたしま

す。

「守秘義務違反」と「新聞記者に申し上げ」の、その2つについて、事実でないと解釈をして、犯罪者扱いをしている、これについては無礼だということが、懲罰特別委員会を傍聴していて、そこが争点であったというふうに思っております。

このことを考えるなら、なぜ「守秘義務違反」と「新聞記者に申し上げ」、この部分について調査する、ここをしっかりと調査する必要があると思われるんですが、私には、このことを懲罰特別委員会で十分調査したとは思えませんでした。

ちなみに、私たちは、この新聞記事のことについては、独自に調査しております。

どうしてこの十分調査をしないで懲罰動議という重い責任を負わせるのか、これは私は受け入れられる内容では全くありません。

このことが懲罰に当たるとは到底思えませんが、反対の立場で討論いたします。

No.165 ○議長(伊藤 清議員)

ほかにございませんか。

近藤善人議員。

No.166 ○4番(近藤善人議員)

それでは、動議第2号 近藤恵子議員に対する懲罰動議について、反対の討論をいたします。

今、議会で何が行われているのか、ほとんどの市民は知らないでしょう。

今、行われていること、百条、政倫審、問責、懲罰と、このようなことが市民の福祉の向上につながるのでしょうか。

費やした時間、費用を考えれば、市民は全く納得しないでしょう。

つくられる特別委員会といえば、先ほど述べましたように、百条、政倫審、懲罰と、市民の福祉の向上になるとは到底思えません。

先ほどの委員会の休憩中に傍聴者の方が、税金の無駄遣いだと言っておられました。本当にそのとおりだと思います。

これからの豊明をどうしていくのか、もっと建設的な議論がなされる場ではないでしょうか。

よって、この懲罰動議には反対であります。

No.167 ○議長(伊藤 清議員)

ほかにございませんか。

杉浦光男議員。

No.168 ○10番(杉浦光男議員)

懲罰動議に反対の討論をします。

ちょっと視点が違いますので、よく聞いてくださいね。

私は、この問責決議に対しての反対の立場で近藤恵子議員が討論したとき、「都計審のときの、そのときの担当職員というのは恐らく、この後、監査委員の事務局になられ、そして、この監査において守秘義務違反、また事実でないことを新聞記者に申し上げた職員ではないかと思っております」、これを聞いたとき、すごいやっぱり、これは違和感を感じたというか、これはやっぱり、そのときに具体的に懲罰に値するかどうかということは、ちょっとそこまで踏み込んで頭はよぎりませんでしたけれども、的確じゃないなあ、いい発言じゃないな、これはちょっとやっぱり問題になる発言だなというふうに、もう聞いた瞬間に思いました。

そして、ここにいきますと、やっぱり推測の範疇が大きい。もしか、それが事実で、百歩譲って事実であったとしても、確定したもので、裁判的に言うような確定したものではない。だから、この段階における発言というのは、非常に注意しないかぬ。

だから僕は、非常にこれは懲罰に値するような内容だと思う。

思うけれども、ここで懲罰に反対というのは、僕の政治的な信条として、基本的には懲罰に反対、これは近藤恵子議員であっても、誰であっても、杉浦光男であっても反対。

そして、そのことを自分に置きかえて思ったときに、これは反対せざるを得ない、反対したほうがいい、あるいは自分の意見を申し上げておいたほうがいいなということで、申し上げるわけであります。

議会は議論の場、だから議論するわけですが、何を言ってもいいということではありません。そんなことは当然のことです。

その中で、なかんずく本会議における発言の重さというのは、それは計り知れないもの。だから懲罰というのは本会議におけることが問題になっていると思うわけです。

今回のこの事件については、やっぱり第三者も巻き込んでいくということで、議員同士の言い争いとか、議員同士の意見のぶつかり合いということに第三者を巻き込んで、あるいは伝播性をもって拡大していくということで、僕はこれは非常に問題だと思うけども、まあ言うなれば、いい言葉を使えば、黄金の橋をかけて、外部からではなく、外部というのは、この懲罰とかいうそういう物理的な力ね、ではなくて、自分自身で律することが、やっぱりベター、それが議員全体の利益や幸せにつながると思うから、発言するわけです。

近藤恵子議員の話したことは、僕は本当に、生の言葉で言えばだめだと思いますよ。議員としては非常に恥ずかしい僕は発言だと思います。

だけれども、黄金の橋をかけて自分自身で律してもらうように、これを1つの契機として、強く自分自身で律してもらうようにして、懲罰には一応、反対ということであります。

最後のところはちょっと声が小さくなりましたけど、以上です。

No.169 ○議長(伊藤 清議員)

ほかにございませんか。

(進行の声あり)

No.170 ○議長(伊藤 清議員)

山盛左千江議員。

No.171 ○12番(山盛左千江議員)

私も、近藤恵子議員に対する懲罰に対しては反対の立場で討論いたします。

提案者が問題にされた発言を、ここでもう一度復唱しておきたいと思います。

近藤恵子議員が早川議員の問責に対して反対討論をされた中の発言の一部であります。

「都計審のときの、そのときの担当職員というのは恐らく、この後、監査委員の事務局になられ、そして、この監査において守秘義務違反、また事実でないことを新聞記者に申し上げた職員ではないかと思っております」。

発言は、討論の原稿はもう少したくさんありますが、今、私が申し上げたこの部分が、懲罰に値するというふうに言われました。

この部分が事実にし、職員をとということだと思っておりますが、犯罪者扱いしたことが、懲罰動議の理由であるという説明を受けました。

そこで、事実であるかどうかということを委員会の中でしっかり調査する必要があると思っておりました。

その事実であるかどうか、守秘義務違反が事実であるかどうか、事実でないことを新聞記者に話したかどうか、この2点が事実であったのか、事実でなかったのかということでもあります。

明らかに近藤恵子議員が言われたのは、新聞記者にこの職員が話したことは事実でないということでもあります。その根拠といたしましては、私も早川議員もですが、伊賀市議会側に直接伺いまして確認をいたしました。

監査委員が受理の翌日、マスコミに対して記者会見を行い、その記者会見の記事にこのように書かれております。

「監査事務局が伊賀市議会側に問い合わせたところ、何々、何々と回答があった」。もう一つ、「伊賀市議会側は、2人が高速バスで帰ったと答えた」という部分です。

「回答があった」、「答えた」、という部分については、私たちは直接伊賀市議会側に、事務局に確認をし、「問い合わせすらなかった、監査請求が出された、受理されたという記事を知って、初めて問題になっていることを知りました」と、「ですから、それより前に監査から問い合わせがあったという事実は全くないです」というふうに聞きました。

ですので、この新聞記事、監査委員がマスコミに話して、伊賀市議会から回答があったという部分は、明らかに間違いなんです。

ですから、事実でないことをこの職員が記者に話したというのは、事実なわけです。

事実でないことを言ったから懲罰ということであるならば、全くこれに値しません。

さらに、守秘義務違反についても申し上げたいところではありますが、時間も押しておりますので、この点は省きますけれども、問題は、事実か、事実じゃないか。事実じゃないことを言ったから、犯罪者扱いしたから懲罰だと言うのであれば、全く懲罰には当たらないというふうに申し上げたいと思います。

もう一つ、それが事実であってもなくても、特定の職員を想定されるというのかな、職員が特定されるような言い方でこの本会議場で発言することが、議員として適切であったか否かということも、もちろんあると思います。

その点については、近藤恵子議員は、議長に、「自分の発言について精査していただきたい」と、そのように発言をされました。

この中に、彼女が先ほど弁明の中で、委員会の弁明の中で言われましたけれども、個人を特定することはよくないだろうという、そこは言い過ぎだろうという、その思いの中から、議長に議事録の精査をお願いしましたと言われましたので、もう一つの問題点、事実であってもなくても、言い過ぎであったかなかったか、この点については、本人も言い過ぎであったかもしれないという意思を持って発言されておりますので、そこでもって、今ここで懲罰を科すというのは、やはり行き過ぎだろうというふうに感じております。

委員会の中で委員から、近藤恵子議員の発言が事実と反するということを一生懸命言われましたが、じゃ、なぜ事実と反すると判断したのか、そのことについては、十分な説明がありませんでした。

近藤恵子議員は事実だと言い、委員は事実ではないと言う、両方の主張が、どちらも確認できないのであれば、明確に証明できないのであれば、一方だけを処分するのは行き過ぎであり、この懲罰動議についてはとても受け入れることはできません。

発言の内容ではなく、一連のいきさつの中から感情的に問題視されている、そういったふうに感じます。

確かに行き過ぎはありました。私たちの問題もありました。

しかし、そのこととこの懲罰とを全てつなげて、このようなことで懲罰に科せられるのは許されないというふうに感じております。

以上で反対討論を終わります。

No.172 ○議長(伊藤 清議員)

ほかにございませんか。

三浦桂司議員。

No.173 ○8番(三浦桂司議員)

討論するのはやめようと思ったんですが、山盛議員があれほど言われるので、あえて申し上げます。

物事の本質をぼやかそう、ねじ曲げようという質疑、これが懲罰委員会で繰り返されました。

なぜこういう事態になったのか、なぜこういうことに陥っているのかということ、全く反省してない。

市政改革の会、絆が、車で視察に出かけたにもかかわらず、あなた方は車で出かけたんですよ。電車を出かけたとうそで、虚偽の申請をして、不正に政務調査費を受け取ったと、ここから始まっているということを反省していただきたいと思います。

1点だけ申し上げます。

今、新聞記事のことを言われました。読売新聞の記事のことだと思います。

しかし、これはこの日には、中日新聞も読売新聞も記事を書いております。

私は当時、副議長でありましたので、近くにいましたので、そのときにほかの新聞社も入っておりました。読売新聞だけ、このことを書いております。

この読売新聞をよく読めば、これは記者の記事なんですよ、これはよくよく読めば。

それをわかって、あえて言っておられる。

これは、よく読めば、監査委員が言ったと言も書いてありませんよ。それを、あたかも監査委員が不正をしたと、不正ではないか、守秘義務違反を犯したと。本来であれば、市長がそのようなことはないと言っていたいただきたいものですよ、市長。

豊明市の職員がそう言われているんですよ、市長。

守秘義務違反を判断した討論は到底許せるものではありませんけども、議事録の精査を申し入れて、この本会議場で何を言ってもいいんですか。

言っではいけないということもあると思いますよ。

ただそのことを言っているだけのことであって、注意して発言していただければそれで結構。

あなた方は、車で出かけておいて、電車の申請をして、虚偽の申請をしたんですよ。しかも政務調査費を受け取って、いまだに日進は返してないじゃないですか。

(発言する者あり)

No.174 ○8番(三浦桂司議員)

議長、黙らせてください。

当時の市政改革の会の責任者として、会計責任者として、みずからの不正会計にかかわらず、監査が悪いから、自分たちが悪くないかのような言い分は、到底受け入れるわけにはいきません。

先回言いましたけれども、1期生であるから、山盛議員とは別に、みずから指導してないという判断で問責決議ということであったんですが、私の討論に反論してついついしゃべってしまったと。

しゃべっていいことと悪いことというのがこの本会議場であるはずですよ。

近藤恵子議員は、議事録には残っておりませんが、3月議会では、議会終了後、皆さんご存じだと思いますけれども、もう絶叫に近いようなことをここで叫びました。

そういうこともありますので、先ほど杉浦議員が言われました。

そうなんです。あなた方が伊賀市の視察で、伊賀市の議員を巻き込んで不正を働いたんですよ。そのことの反省に立ってないじゃないですか、全然。

誰々が悪い、誰々が悪い、もうそういうことはやめましょう。本当のことを言いなさい。

1つのうそが次のうそを生んで、うそがうそを呼ぶから、あなたの今の、あなた方は今、自分たちで自己矛盾に陥って、何を言っているかももうさっぱりわかりませんよ。

本当にさっきの懲罰委員会を聞いていても、もう話になりません。

ここにおられる部長たち、聞いていた部長もおられるかもしれませんが、市長も、先ほど言いましたように、自分の部下がこれだけ批判されているんだったら、少しは、「ちょっとやめてくださいよ」と言ってあげてくださいよ、市長。あなたの部下がいじめられているんですよ、いわれなきことで、あたかも。

何でじゃ、近藤恵子議員が先回、議長に対して議事録の精査を申し入れたんですか。自分の発言がまずいと思ったから、だからそういう、手を挙げて修正していただきたいと、議事録を精査していただきたいという発言があったと思うんですよ。

ちょっと長くなりますので、ここら辺にしますけども、本当に反省がないということは、今の彼女、彼らたちの討論を聞いていて、本当は言うつもりはなかったんですけども、一言申し添えて、賛成討論といたします。

No.175 ○議長(伊藤 清議員)

ほかにございませんか。

藤江真理子議員。

No.176 ○6番(藤江真理子議員)

この近藤恵子議員に対する懲罰動議について、反対の立場で討論させていただきます。

私は、このような形で懲罰動議が出されたことは非常に残念に思っております。

以前、私が討論をし終わった直後、その討論の中で不適切、不穏当な部分があったのではないかという指摘をされたことがありました。

その後、すぐ暫時休憩になりました。私は、議長室に呼ばれ、その後、ICレコーダーで自

分の発言の確認を議長、副議長同席のもとで行いました。

その結果、見解の相違ということで、私はそのとき「議長に一任します」ということを本会議場で述べた記憶があります。

今回、近藤恵子議員は、その場で本人みずから、不適切な発言があったことを認め、議事録の精査を議長に申し出ているにもかかわらず、一足飛びに懲罰の動議が出されたことは、とても理解しがたいです。

このことが市民にとってどれだけ意味のあることなのか、とても私は理解できません。

先ほど近藤善人議員の討論でもありました。市民が望んでいる豊明を前に進めていく建設的な議論ではなく、こういったやり方、時間の使い方をしていては、市民の政治離れがますます進んでしまうんじゃないかと危惧しております。

以上で反対討論を終わります。

No.177 ○議長(伊藤 清議員)

ほかにございませんか。

以上で討論を終結し採決に入ります。

本懲罰動議に対する委員長の報告は、近藤恵子議員に陳謝の懲罰を科すべきとのことであります。

本件は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

No.178 ○議長(伊藤 清議員)

賛成多数であります。よって、近藤恵子議員に陳謝の懲罰を科すべきと決しました。

近藤恵子議員の入室を認めます。

(近藤恵子議員入室)

No.179 ○議長(伊藤 清議員)

ただいまの議決に基づき、これより近藤恵子議員に懲罰の宣告を行います。

近藤恵子議員に陳謝の懲罰を科します。

近藤恵子議員に登壇にて謝罪文の朗読を命じます。

近藤恵子議員、登壇願います。

No.180 ○5番(近藤恵子議員)

では、議長に陳謝の文の朗読を命ぜられましたので、朗読をいたします。

地方自治法上においては、この朗読を拒否した場合、また懲罰がかかるとなっておりますので、朗読させていただきます。

陳謝。

私、近藤恵子は、平成 25 年 9 月 26 日、豊明市議会本会議での早川直彦議員に対する問責決議の討論で、反対の立場の討論を行いました。

討論の中で、監査事務局職員が守秘義務違反、事実ではない事を新聞記者に申し上げた。この職員の発言は、事実ではない部分がかかなりあるというような、発言をしました。

確たる証拠もなく、職員を侮辱した発言と指摘され、懲罰特別委員会にて、陳謝の判断を下されました。

ここに、関係各位の皆様にご詫びして、今後の発言には、十分留意することをお約束し陳謝申し上げます。

平成 25 年 9 月 30 日

No.181 ○議長(伊藤 清議員)

以上で今 9 月定例会議会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

(議長の声あり)

No.182 ○議長(伊藤 清議員)

早川直彦議員。

No.183 ○11 番(早川直彦議員)

次の点において、議事録の精査を願います。

9 月 26 日の決議案に対する三浦桂司議員の討論の中で、私の記録の範囲であります、事実と反する内容や、憶測による発言がありました。

事実と反する内容は、近藤恵子議員に対する問責の討論で、近藤恵子議員が市政改革の会の会計責任者であったことに触れ、「年度末に虚偽の会計報告を 2 回も出した」と発言した部分です。

これは、明らかな誤りであります。

また、山盛左千江議員に対する討論では、三浦議員が伊賀市議会議員さんとの電話のやり取りに触れ、「口裏合わせをした、憶測の域を脱しません」と発言されました。

辞職勧告も、問責も、議員の身分、名誉にかかわることです。議会の下す処罰ともいえる決議の討論で、こうした発言がなされたことを見過ごすことはできません。

議長におかれましては、内容を精査の上、事実と反する部分、また本人が憶測と認めている部分については、訂正など適切な処理をお願いいたします。

No.184 ○議長(伊藤 清議員)

申し上げます。発言の訂正につきましては、その趣旨を変えない範囲内で、私の職権に

委任をされておりますが、取り消しに当たる部分については、今回もはっきりいたしておりますけれども、本人の申し出、さらには議会の議決が必要となっておりますので、ここで、会議録精査のため暫時休憩といたします。

午後10時6分休憩

午後10時40分再開

No.185 ○議長(伊藤 清議員)

休憩を解き、休憩前に引き続き会議を進めます。

休憩中に議会運営委員会が開催されておりますので、その結果を議会運営委員長より報告を願います。

堀田勝司議会運営委員長。

No.186 ○議会運営委員長(堀田勝司議員)

議長より指名がありましたので、休憩中に開催しました議会運営委員会の審査結果についてご報告を申し上げます。

先ほどの早川直彦議員の発言について、議長の権限が及ばない内容の要求がありましたが、協議の結果、議長の権限が及ばない要求については受け入れられないことと決しました。

以上で議会運営委員会の報告を終わります。

No.187 ○議長(伊藤 清議員)

ご苦労さまでした。

ただいま議会運営委員長から報告のあったとおり、さきの早川議員の申し出につきましては、議事整理権の範囲を超えておりますので、その申し出については受けかねます。

ここで、お諮りいたします。明10月1日から11月28日までの59日間を休会といたしたいが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.188 ○議長(伊藤 清議員)

ご異議なしと認めます。よって、明10月1日から11月28日までの59日間を休会とすることに決しました。

市長よりあいさつを願います。

石川市長。

No.189 ○市長(石川英明君)

平成 25 年9月定例月議会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会では、平成 24 年度一般会計及び特別会計に係る歳入歳出決算の認定を初め、全議案について慎重審議をいただきました。

その結果、全ての案件につき可決・承認を得ることができました。厚く御礼を申し上げます。

また、議案審議を通じまして数々のご指摘やご提言をいただくことができました。

決算特別委員会においては、以前の議会での予算審議での指摘が現実懸念される状況になっているとの指摘もありました。

補助金団体への指導が十分でなかったことについては、深く反省をしております。

また、一般質問では、住民ニーズを的確に把握するための基礎的調査の必要性や、人材の確保の方策などについて、示唆に富んだご意見をいただくことができました。

さて、今後は、防災体制の強化に加え、施設の廃止・統合や長寿命化、少子高齢化に対応するための固定経費の削減、新たな財源の確保など、避けては通れない重大な課題が山積しております。

来年度の予算編成におきましては、これらの課題に対応していくための基礎調査に係る経費を計上し、綿密な分析の上で施策を実行していけるよう準備していく所存であります。

また、本定例月議会の間、国においては、2020 年夏季オリンピックの開催地が東京に決定をされるという喜ばしいニュースが飛び込んでまいりましたが、一方で、消費税の税率が来年4月からアップされることが本決まりとなってきました。

消費税増税は、社会保障財源の確保という名目で実施されますが、他方で、景気対策と称して、法人税課税の軽減や公共事業の大盤振る舞いが見込まれ、当初の目的があやふやになりつつあることを危惧しております。

さらに、消費税率のアップ問題は、予定どおりの税収を得ることができるのか、経済は不安定にならないかなど、さまざまな点で注目が集まっています。

我々基礎自治体におきましても、財政的に大きな影響が出る施策でありますので、注意深く見守りながら、的確な政策が打ち出せるよう準備をしていきたいと考えております。

短期間で解決できる問題ばかりではありませんが、議員各位には、これまで以上にご協力をいただきながら、新しい公共、成熟住宅都市推進のために諸施策を遂行していきたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いをいたします。

最後になりますが、例年にも増して大変厳しかった残暑も、ようやく終わろうとしています。

いよいよ秋本番を迎え、運動会、文化祭、お祭りなどの季節がやってまいりました。体を動かすには絶好の季節となってまいります。

私も含め、議員各員におかれましては、日ごろの運動不足の解消を図り、リフレッシュをしていただきたいと思います。

今後の皆様のますますのご活躍を祈念いたしまして、閉会の挨拶とさせていただきます。

No.190 ○議長(伊藤 清議員)

ご苦労さまでした。

この際、お諮りいたします。今定例月議会において議決されました事項につきましては、豊明市議会会議規則第43条の規定により、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その取り扱いを議長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.191 ○議長(伊藤 清議員)

ご異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、議長に一任と決しました。

長期間にわたるご審議、まことにご苦労さまでありました。

次回は、11月29日午前10時より12月定例月議会を開きます。

本日は、これもちまして散会いたします。

午後10時47分散会

